

平成12年(2000年)
三宅島噴火災害の記録／概要版

三宅島噴火 2000 火山との共生



平成20年2月 東京都三宅村

皆様のご支援に感謝いたします。

刊行にあたって

早いもので帰島してから3年が過ぎようとしています。

平成12年(2000年)6月26日夕刻の「噴火の恐れ、厳重警戒」に端を発した今回の噴火災害は、全島民が島外への避難を余儀なくされるという、島史にも例をみない未曾有の大災害となってしましました。特に大量の火山ガスの放出は、4年5ヶ月もの長期にわたり島民の帰島を拒み続け、発生から7年余が経過した今もなお放出が続き、島民を苦しめ続けています。

三宅村では、この未曾有の大災害を風化させることなく、また、後世に貴重な資料を残すべく、平成18年に本誌の編纂に着手し、この度刊行する運びとなりました。

本誌の編纂にあたっては、今回の噴火災害を自身で経験された島民の方々に編纂委員をお願いし、村の役割は資料提供や事実の確認などの最小限に止め、島民自身の視点に立って、将来のふるさとを守る子供たちは勿論のこと、若い世代やお年寄りの方々にも当時の状況を今一度思い起こし、感謝の気持ちを忘ることのないよう素晴らしい内容にとりまとめていただきました。

発刊にあたり、島民の協力はもちろんのこと、編纂委員の皆様を始め府内のWGメンバーの方々に感謝と御礼を申し上げるとともに、今回の災害に対し、国、東京都、避難先での地域の皆様はじめ、全国の皆様から物心両面にわたり温かいご支援をいただいたことに重ねて御礼を申し上げ、刊行にあたってのご挨拶といたします。



平成20年2月1日

東京都三宅島三宅村長
平野祐康

目

次

三宅島とは

① 噴火災害の概要	4
② 全島避難まで	8
③ 避難生活、開始	10
④ 長引く避難生活	16
⑤ 自宅を守りたい	18
⑥ 帰島準備	20
⑦ 帰島、そしてその後	22
災害年表	28
三宅島マップ	30
三宅島情報	32

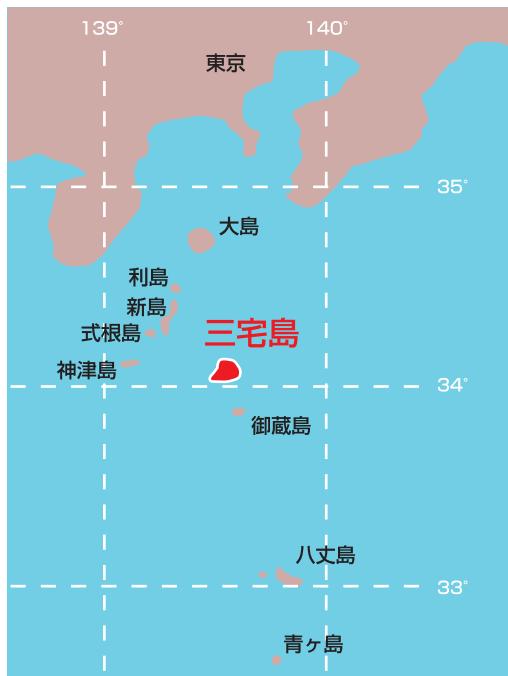
● 三宅島とは

地理・地勢

三宅島は東京の南海上約180kmにある直径約8km、周囲約38km、面積55.5km²の島である。島の中央には標高775mの雄山がある。

気候は温暖多雨で年間の降水量は平均2,900mm、年平均気温が17.5℃の典型的な海洋性気候である。

島内には神着・伊豆・伊ヶ谷・阿古・坪田の5つの集落がある。



産業

豊かな自然が島の産業を支えてきた。噴火前には花卉の施設園芸や、ダイビングや釣りなどの観光面で積極的な取り組みが展開されていた。一方、高齢化、後継者不足などの問題を抱える事業者も多かった。

農林水産業

海洋性の温暖な気候を活かし、古くからキヌサヤエンドウ、アシタバが生産されていた。昭和58年(1983年)噴火後に取り組まれたレザーファン等の花卉観葉類もアシタバと並んで村の基幹作目となっている。

噴火前の三宅島の漁業は、タカベ、カツオ、マグロ類、キンメダイなどの魚類、イセエビ、トコブシなどの水産動物、テングサ、トサカノリなどの藻類が漁業生産額の上位を占めていた。平成12年末の登録漁船数は167隻で、うち53隻が1トン未満の規模である。



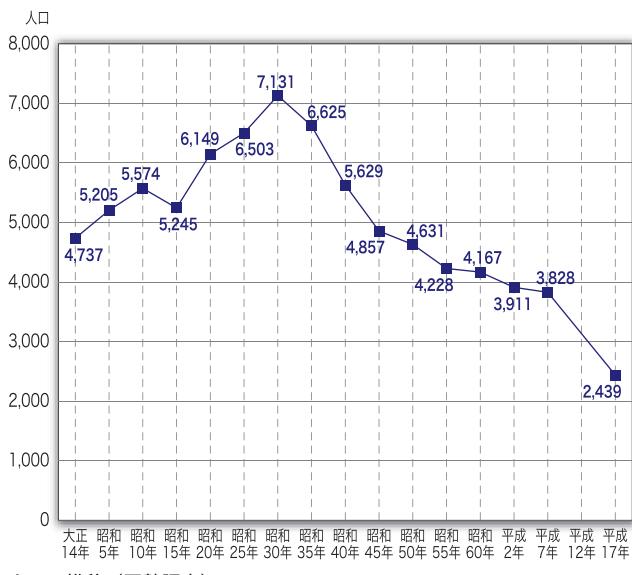
花卉・観葉植物の栽培



定置網の初水揚げ（アカイカ）

人口

人口は昭和30年の7,131人をピークに以後、減少しており、2000年噴火前の人口は3,845人だった。少子高齢化も進んでおり、噴火前の高齢化率は29%となっていた。



人口の推移（国勢調査）

商工・観光業

島では約340余りの商工業者が経済を支えていた。特に、三宅島は植生が豊かで野鳥の宝庫として有名であり、また、海にはダイビングや釣りに適したポイントが多いことから、それら豊富な自然を活かした観光業が盛んであった。噴火前、島内には観光客を対象とした民宿が多く、観光人口は概ね8万人前後であった。



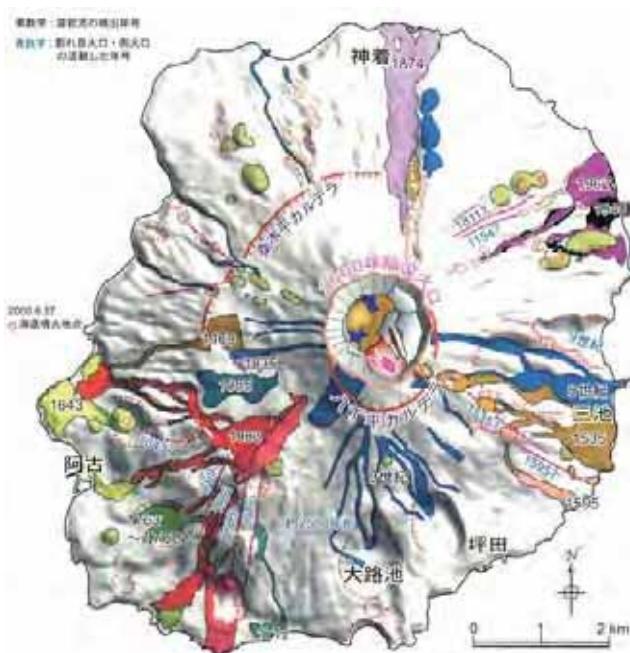
① 噴火災害の概要

昭和58年 割れ目噴火
(毎日新聞社 提供)

■ 噴火の歴史

三宅島は、海底部分まで含めると直径25km、高さ1,200m程の火山である。山頂から海岸線にかけては、割れ目噴火の火口列が数多くある。火口が海岸付近に達した所では、マグマと地下水が爆発的に反応するマグマ水蒸気爆発が起き、大路池、新瀬池などのような大きな火口が形成されている。

島には2つのカルデラがあり、約2500年前に山頂部で発生した噴火により、八丁平カルデラができたと考えられている。しかし、その後の記録のある、14回の噴火は、ほとんどが山腹での割れ目噴火である。過去100年では、21～22年間隔で割れ目噴火を繰り返してきた。



噴火による溶岩流・火碎丘、割れ目火口列
出典:地質調査総合センター 三宅島火山噴火緊急観測班
「火山噴火に対する緊急研究 一三宅島 2000-年噴火への対応ー」

1940(昭和15)年の噴火

昭和15年7月12日19時半頃、島の北東部山腹から割れ目噴火が発生し、多数の噴火口から流出した溶岩が赤場曉湾を埋めた。同湾では海中噴火もあり、ひょうたん山が形成された。山腹からの噴火は13日にはほぼ沈静化したが、14日からは山頂噴火が始まり、多量の火山灰、火山弾の噴出が8月8日頃まで続いた。この噴火による死者は11名に上った。

1962(昭和37)年の噴火

昭和37年5月から地震が群発し、8月24日22時過ぎに北東山腹から割れ目噴火が発生した。多数の火口が出現して、溶岩は海にまで達した。この時に噴出した噴石により三七山ができた。

噴火自体はおよそ30時間で終息したが、地震はその後も頻発し、8月30日には島北側の伊豆地区で2,000回を超えた。このため、学童疎開などの措置がとられた。この噴火による人的被害はなかった。

1983(昭和58)年の噴火

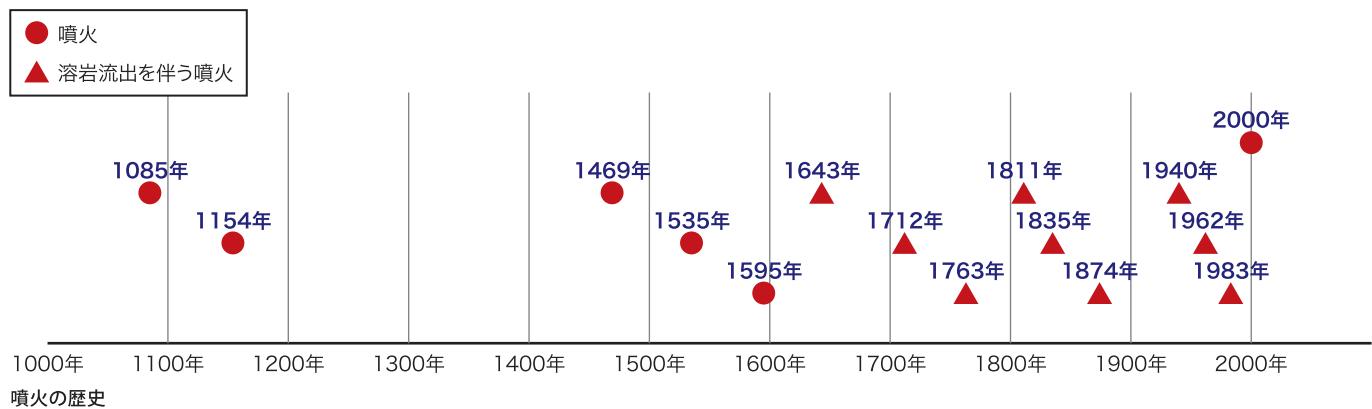
昭和58年10月3日15時23分頃、南西山腹に生じた割れ目から噴火が発生した。南南西方向へ流下した溶岩流は、海まで達した。島南部の新濁池付近や新鼻の海岸付近ではマグマ水蒸気爆発が発生し、多量の岩塊と火山灰が島南東部に降下した。

西方へ流下した溶岩は阿古地区の住家を焼失、埋没させながら海岸近くで止まった。翌4日未明にかけて噴火や爆発が相次いだものの、溶岩の流出は4日朝にはほぼおさまった。

被害は、住宅の焼失・埋没が約400棟にも及んだものの、人的被害はなかった。



昭和58年噴火で溶岩に飲み込まれた阿古小学校



■ 災害の経過

平成12年の噴火災害は、全島避難から避難指示解除までに4年5ヶ月を要し、帰島後も火山ガスと復興との戦いの日々が続いている。この前例のない長期災害は、出来事、住民の意識の変化などから、大きく次のように時期を区分することができる。

期間-1:災害発生期(平成12年6月～平成12年8月)

この時期は、全島避難決定まで島内が混乱した期間である。

6月26日に始まった雄山の噴火活動は一度終息の気配を見せたが、7月から再び活動が活発化し、島民は過去経験のない山頂噴火を体験することとなった。特に8月18日の噴火は島民を震撼させた。さらに8月29日にも大規模な噴火が発生し、このため9月1日には全島避難の決定が下された。

期間-2:長期避難開始期(平成12年9月～平成13年8月)

全島避難により、島民は公営住宅を始めとして島外の避難先で生活を開始した。当初、多くの島民がすぐに島に戻れると思っており、早期帰島に期待をかけながら、一方で避難生活を軌道に乗せなければならないという混沌とした時期を過ごした。しかし、その後も火山ガスの放出が続き、多くの島民が避難生活の長期化の覚悟を迫られた。

期間-3:避難生活定着期(平成13年9月～平成15年3月)

全島避難から1年を経て、念願であった島民の一時帰島が実現した。島民は、帰島の見通しがないという不安を抱えながら一時帰島により島の自宅から荷物を運び出したり、住宅の保全を始めることができるようになったが、一方で島の惨状を確認したことから避難生活の長期化を確信した時期でもあった。

期間-4:滞在帰島期(平成15年4月～平成16年6月)

クリーンハウスの完成によって滞在型の帰島が実現し、島民はこの時期、かなり自宅の保全ができるようになった。一方、国や都、村は、「火山ガス安全対策検討委員会」の報告を踏まえ、帰島に向けたプログラムを策定した。

期間-5:帰島準備期(平成16年7月～平成17年1月)

平成16年7月20日、村は、帰島に向けた方針を発表した。9月に「帰島計画」を公表し、国・都・村による帰島の準備は一挙に加速した。一方、島民には帰島に向けて、火山ガスとの共生について、最終的な決断が迫られた時期である。自己責任という言葉が重くのしかかった。

期間-6:復興始動期(平成17年2月～)

平成17年2月1日、ついに島民が待ちに待った避難指示が4年5ヶ月ぶりに解除された。避難していた島民の約7割が帰島し、農地の復旧などが実施され、島の本格的な復興が始まった。



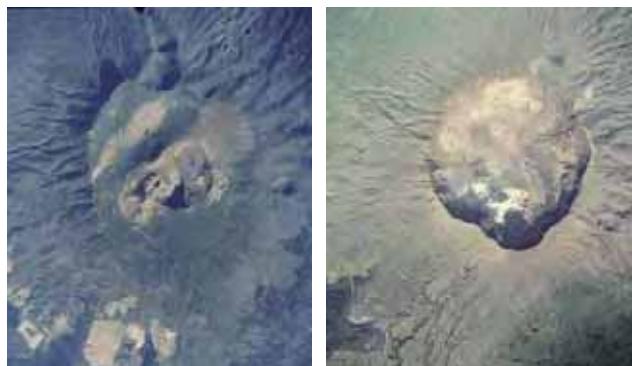
■ 噴火の概要

前回の噴火から約17年を経て、平成12年(2000年)6月下旬から活発な火山活動が再開した。この火山活動では、多量の噴出物を放出しないにもかかわらず、山頂に大きな陥没火口ができる。また、きわめて大量の火山ガスが長期間放出し、現在も続いている。

海底噴火

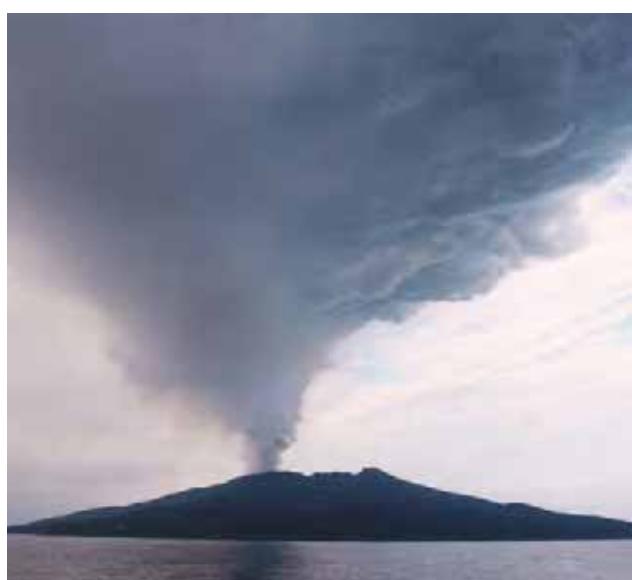
平成12年6月26日18時過ぎから、三宅島の直下で群発地震が発生し、急速に活発化するとともに、震源は次第に北西方向に移動した。翌27日には島の西方沖約1kmの海域で海水の変色(海底噴火)が発生した。その後、震源は西方に移動し、三宅島での噴火活動は収まる気配であった。

山頂での噴火と陥没の始まり



カルデラの生成状況 噴火前(左)と噴火後(右) (国土地理院)

ところが7月4日から地震が増加し、7月8日18時過ぎに突然、山頂部で小規模な噴火が発生し、山頂付近で大規模な陥没が生じた。陥没は7月から8月にかけて進行し、直径1.6km、深さ約500mの陥没火口(カルデラ)となった。



火山ガスの放出

これは、約2,500年前にカルデラができたのと同様の、数千年に一度という、三宅島の噴火では非常に希な活動形態である。

噴火

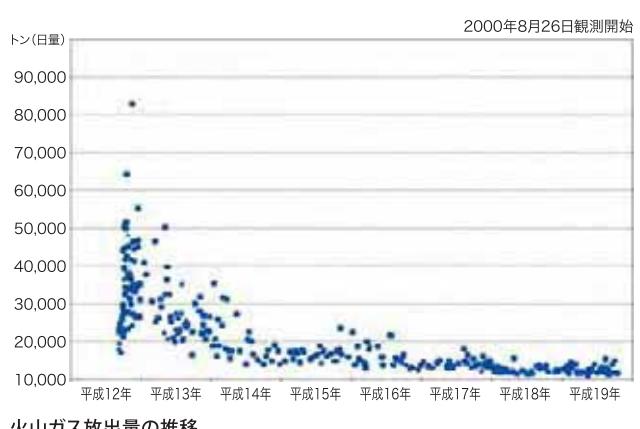
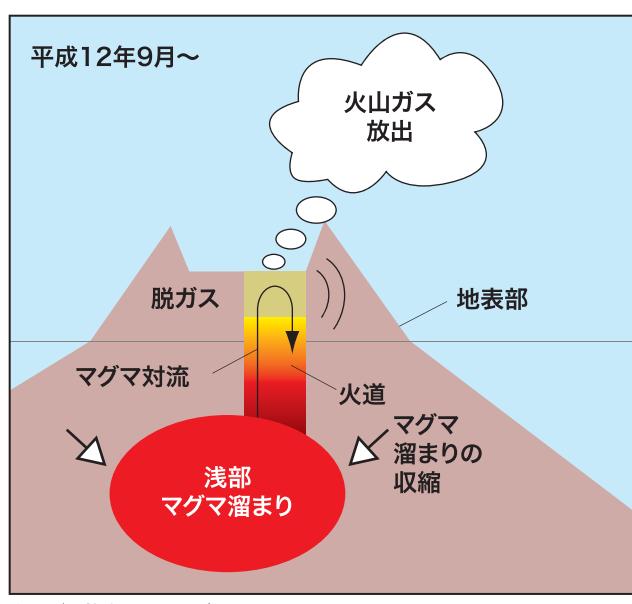
7月8日以降、山頂部での噴火は断続的に発生した。7月14日から15日には何度もの噴火があり、北東方向に大量の灰を降らせた。8月18日には、最大の噴火が発生した。噴煙の高さはおよそ1万4,000mに達し、多量の火山灰、火山レキが島内の広い範囲に降った。8月29日には、火砕流(低温)を伴う噴火が発生し、海岸部にまで到達した。

火山ガス

ガスの放出は平成12年8月中旬に始まり、8月26日には気象庁がガスの有毒成分である二酸化硫黄の放出量の観測を開始した。

二酸化硫黄の放出量は、平成12年11月にピークを迎えた、最大で7万トン/日を超えていた。

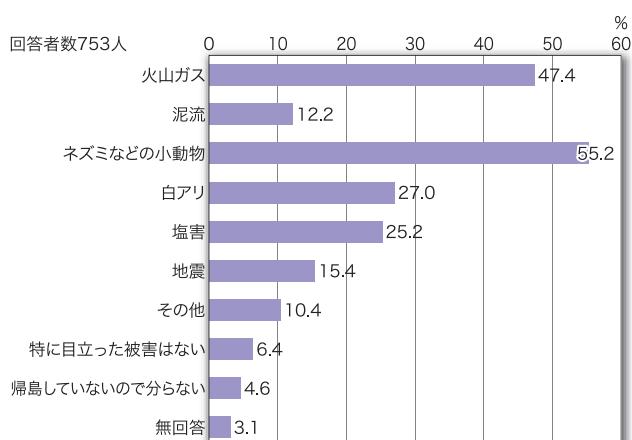
火山ガスの放出は、噴火から7年を経ても、継続している。



■ 被害の概要

多様な原因、種類

火山災害における被害の発生形態は、原因、被害の種類共に多様である。被害の種類は、対象別に、直接的な被害、避難が長期化した影響、火山ガスによる被害に分けられる。具体的な家屋の被害原因としては、下図のようなものがあった。



家屋の被害原因（平成15年島民連絡会アンケート結果）



火山ガスの影響で屋根がなくなった家

対象	直接的な被害	避難長期化の影響	火山ガス被害
人の被害	●地震・噴火等による直接の被害は、負傷者1名	(不安、ストレス)	●帰島後の健康調査によれば、火山ガスにより疾患が増加
家屋・設備等の被害	●噴石、地震、降灰、土石流、地盤変動などによる直接的な被害	●放置されたままで手を加えられないことによる被害、劣化、ネズミ・イタチ被害、シロアリ発生	●屋根、自動車をはじめとする、あらゆる金属の腐食
自然への影響	●噴石、降灰による直接的な森林被害、海への泥流の流入による生物の死滅など	(農地等の荒廃)	●野鳥の減少、樹木・植物の被害、酸性雨の影響など
経済面の被害	●各種被害がもたらす直接的な経済被害	●避難による事業活動停止、生計悪化 ●産業の他地域との競争力低下	●人口減少、少子高齢化の進展 ●空路の閉鎖

被害の分類



火山ガスの影響でボロボロになった車



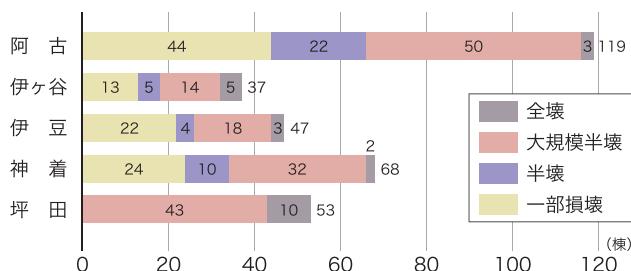
海に流れ込んだ土砂



雄山の山頂付近

被害の把握が困難

被害は、時間経過に伴って変化し、一方で復旧対策等が実施される。そのため、いつの時点で、何をもって被害とするかを一概に定めにくい。今回の災害についても公式な被害の総数・総額はまとめられておらず、これが長期化した火山災害の特徴とも言える。なお、住宅に関する被害認定調査（調査申請のあった住宅のみ実施）の結果は、調査された324件の55%180件が全壊・大規模半壊と認定された。特に、家屋等については、一時帰宅での措置や職工組合による応急措置が被害の拡大を防いだ。



被災程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
件数	23	157	41	103	324
率	7%	48%	13%	32%	100%

家屋の被害認定結果（平成19年10月24日現在）

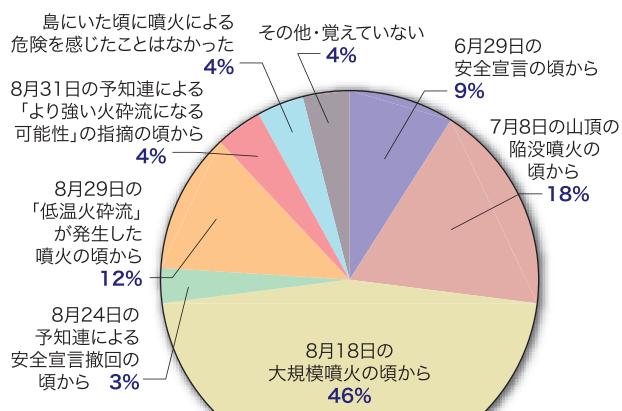
② 全島避難まで

8月18日の大噴火
島民は、過去体験したことのない恐怖を感じた。

平成12年(2000年)6月26日 緊急火山情報第1号

6月26日19時33分、火山性微動を観測した気象庁は躊躇することなく、緊急火山情報第1号を発して「噴火の恐れ、厳重警戒」を呼びかけた。村は災害対策本部を設置し、阿古・坪田・三池・伊ヶ谷の各地区に順次避難勧告を発令した。避難所となった三宅小中学校には、ピーク時1,857人が避難した。その後、震源が西方に移動し、三宅島を離れて行き、噴火騒動は収まったかに見えた。

ところが、その後、7月に入り地震活動が活発化し、同月8日には雄山山頂で小規模な噴火と降灰が発生した。14日と15日の噴火では、島北部の神着地区に大量の火山灰が降り積もった。26日には大雨により泥流が発生。30日には震度5、震度6の地震が頻発して噴火を懸念する緊張が一気に高まった。8月10日小規模噴火・大量の降灰、14日小規模噴火と噴火が続いた。



噴火による危険を感じた時期(東京大学が実施したアンケート)



7月8日 噴火



7月14日 夕方噴火



7月15日 早朝噴火



降灰後、大雨によって土石流が発生 7月27日撮影



8月21日には自衛隊が再度来島し、都道や独居老人宅の灰を除去した



8月29日の大噴火

降灰除去

8月18日17時2分、今回の噴火では最大の大噴火が発生。噴煙は1万4,000mの高さに及んだ。死傷者こそ出なかつたが、都道に複数の大きな噴石が突き刺さり、島の南側では、石が降って多数の自動車のガラスが割れた。この噴火で、島内全域が噴石と大量の降灰に見舞われた。島民の危機感も高まり、この日を境に島外に自主避難する島民が増えた。

要介護者や小中学生の島外避難

村は、噴火、泥流などが続きケアサービスの提供が難しくなったことから、8月23日には在宅要介護者の島外避難を決めた。また、翌24日には小中学生も避難することとなった。

8月29日、噴火と低温火碎流の発生

8月29日午前4時35分、再度噴煙の高さが5,000mにも及ぶ噴火が発生した。しかも、島民の撮影した写真から低温火碎流が発生していたことがわかった。

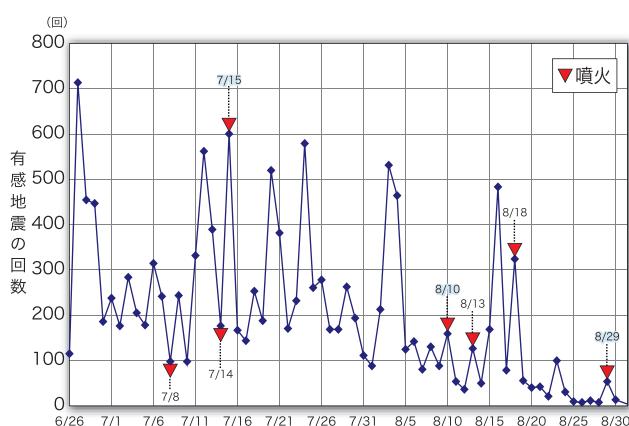
この噴火により、6月末に廃止されていた国と東京都の災害対策本部が再度設置された。また、翌日に予定されていた小中学生の島外避難を急ぎよ、前倒して実施することとなった。

31日、火山噴火予知連絡会から「18日や29日の規模を上回る噴火や火碎流の発生の可能性」があるとのコメントが出された。

この時点では既に、島民の約7割が避難していた。

	在 島	離 島	合 計
人 口	1,145 約3割	2,710 約7割	3,855
男 性	759 約4割	1,175 約6割	1,934
女 性	368 約2割	1,553 約8割	1,921

8月末の避難状況



有感地震、噴火の状況



8月29日の噴火では低温の火碎流が発生した



■全島避難の決定

平成12年(2000年)9月1日

9月1日、全島避難が決まった。なお、これと同時に、2日から4日の間は、避難指示発令後であっても、島外に避難している三宅村民に一時帰島を認める措置がとられた。

■9月4日—全島避難完了

住民の意識

この頃、多くの島民は「3ヶ月以内には帰島できる」と考えていた。このため、着替えなどの荷物も持たずに避難したというような人も多い。

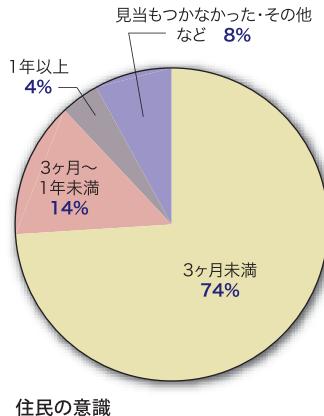
防災要員

島には約600人が残留することとなった。目的は、①島民が帰島した際に生活が速やかに再開できるように緊急泥流対策を行い、道路、交通、ライフラインの機能を維持する②火山活動の観測態勢を維持する③島外の住民に島の様子を適宜伝えられるように島内の状況を把握するなどである。

防災関係機関の他、島内の運送、ごみ処理、燃料、車修理、写真などの関係の島内事業者も防災要員として島に残留した。

オリンピックセンター

9月2日から4日までに避難した島民は約1,300人で、その半数は子どもや親類などの縁故者宅等へ向かい、残



平成12年9月2日7時9分
三宅村災害対策本部からのお知らせ

三宅村災害対策本部は本日9月2日午前7時をもって防災・生活維持関係要員を除き住民の島外避難指示を発令します。

避難の方法は、本日から3日間で定期船「すとれちあ丸」を利用して行います。出発する港までは村営バスを配車しますので自家用車の利用はできません。バスの配車時間は次のとおりですので各停留所にて乗車してください。

伊ヶ谷駐在所前、午前11時始発、伊豆、神着、三池経由三池港行き。三宅村地域福祉センター午前11時始発、坪田経由三池港行きの2路線を運行します。

なお、犬、猫を連れて避難する方は9時半までに港に連れてきてください。

また、次の注意事項を厳守してください。

戸締まりの確認、電気のブレーカーを落とす、ガス・水道の元栓を閉める。ゴミは各集積所に出すようお願いいたします。

避難当日の昼食につきましては各自で準備してください。

避難指示発令



りが渋谷区代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターに一時的に入所した。センターでは入所者に都営住宅等のあっせんが行われ、住む場所の決まった島民は、あわただしく退所していった。こうして、9日には全員が退所した。

■避難先

応急仮設住宅ゼロ

当初、提供された公営住宅は、都営住宅だけでなく、区市町村住宅、都市基盤整備公団住宅からも一時提供があり、平成12年10月24日現在で2,426人の島民に公営住宅が提供された。また公営住宅以外では、縁故を頼って避

難した人も多く880人に上った。さらに社宅に入居した人が305人、福祉施設や医療施設に入所した人が70人であった。このように今回の災害では、通常大規模な災害が発生した時に建設される応急仮設住宅は1戸もなく、その代わりに空き家となっていた公営住宅が主要な避難施設として活用された。

分散した避難先

極めて迅速な居住確保が行われたが、島民同士が避難先の情報交換をする間もなく、東京都及び近県各地に分散してしまった。平成12年10月24日の時点で、約9割が都内23区26市3町に、残りが北海道から沖縄県までの20道府県に分散していた。このような形でコミュニティが分断してしまったことが、その後の被災者支援に大きな困難をもたらした。

■ 日本一広い村？

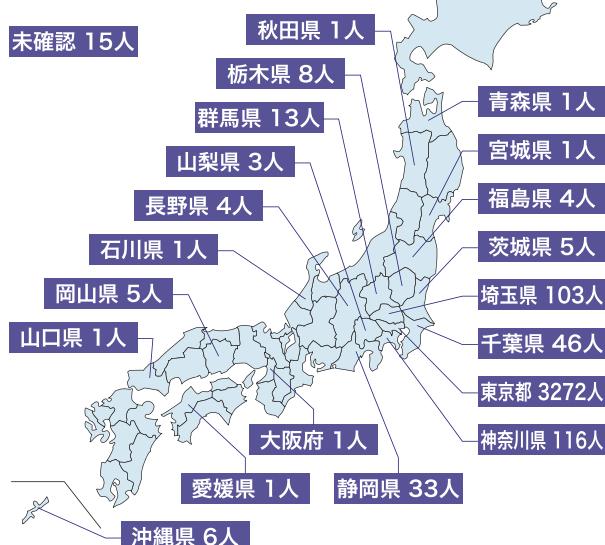
困った島民への情報提供

まず村が困ったのは、全国に分散した島民の居場所がわからないことだった。村はマスコミを通じて、避難先が決まつたら村に連絡してもらうよう呼び掛けた。この方法が功を奏し、避難から2ヶ月後には95%の島民の避難先を把握することができた。その後村では、月2回というきめ細かさで郵便による情報提供を行った。

また、島民から島の復旧状況や火山ガスの見通しなどを知りたいという要望が多く寄せられたことから村は「住民説明会」を開催した。「住民説明会」は帰島まで合計7回開催された。開催にあたっては、島民が分散して避難していることから毎回2~3会場に分けて実施された。

三宅島島民の避難先

平成14年4月1日現在



避難先は日本全国にわたった

回	年月日	説明内容	質問・要望
1	平成12年11月25日・26日	1.三宅島の現状報告(ビデオ放映) 2.講演 雄山の火山活動について 3.被害の現状と今後の対応について	●児童を通学させている保護者への生活支援 ●子供たちの心のケアを図ってほしい ●各団地に議員を居住させてほしい ●島のインフラやライフラインの復旧期間は ●島の家屋の被害の拡大防止に努めてほしい ●既に被害を受けた人の一時帰宅を希望する
2	平成13年5月12日・13日・20日・26日	1.三宅島の現状報告(ビデオ放映) 2.一時帰島について国・都と協議中 3.5/4から島での夜間常駐の試行開始 4.義援金の配分について 5.住民自主活動支援事業を新設 6.泥流被害世帯に写真を送付した	●一時帰島を実現して、それが無理ならもっと情報提供を ●支援金の領収書を不要にしてほしい ●島の防犯対策について ●避難住宅の集約化についての要望 ●都以外にいる人への支援が不十分 ●希望のもてる説明をしてほしい ●避難者へもっと支援して ●情報連絡員の役割は ●災害の長期化に対する対策は
3	平成14年10月20日	1.火山活動の説明	●現在と帰島後の生活支援対策の実施して ●帰島の時期について ●自宅の補修を支援して ●帰島後の高齢者支援について
4	平成15年3月2日	1.共済及び地震保険について	
5	平成16年4月24日・25日・29日	1.帰島に向けた村の考え方 2.帰島プログラム準備検討会報告書 3.火山ガスの状況 4.火山ガスと健康影響	●意思決定をするためにはもっと情報がほしい ●すぐ帰島できない人へ支援策は ●帰島の時期はいつか ●高齢者、高感受性者などの帰島への対応 ●引越しの方法 ●村営住宅 ●家屋の修理について ●帰島後の生活支援策は ●火山ガス対策は
6	平成16年9月18日・19日	1.帰島意向調査結果説明 2.帰島計画説明 3.「帰島・生活再開の手引き」説明	●高濃度地区への支援は ●高濃度地区的農作業について ●帰島後の火山ガス対策について ●脱硫装置を早く整備してほしい ●多くの島民が島に行けるようにしてほしい ●帰島しない人の住宅対策は ●自己責任の解釈について
7	平成16年11月20日・21日・23日	1.引越し計画 2.被災者生活再建支援金の準備申請受付 3.災害援護資金の事前相談 4.避難指示解除後の都営住宅の申込み	●支援金の手続きについて ●引越しの方法について ●村営住宅の入居時期について ●帰島前健診の結果について ●小型脱硫装置について

住民説明会の開催状況

■ 子どもたちの避難

子どもたちだけの避難

8月18日の大噴火後、児童生徒の島外避難が検討されていた。避難は短期間で終わると思われていたこともあって、子どもたちは、避難先に近い学校に通うか、秋川高校の施設を利用した寮生活を行うかのいずれかを選ぶこととされた。8月29日の大噴火で、急きよ子どもたちは島外避難することとなった。



先に避難する子どもを見送る親たち

秋川高校の寮生活

当初は短期間で戻れるものと考えて、親元を離れての集団生活が始まった。しかし、その長期化は、特に小学校低学年の中には厳しいものがあった。親と離れていることで情緒不安定となり、体の不調を訴える子ども、スキンシップを求める姿などが見られた。

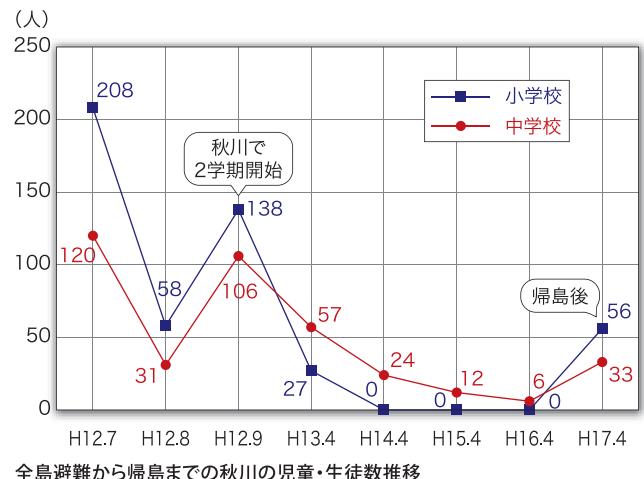
■ 親元を離れての避難

小学1年生を担任したある教師は「夜さみしそうにしていたり、添い寝を求めてくることはずっと続いていた。どれだけ教員が手を尽くし、愛情をかけても、親の代わりはできないことをつくづく感じた。」と記録している。避難が長引くにつれ、子どもたちの心は徐々に変化していった。寮生活のストレスは、身体に影響したり、行動に表れた。

一方、親は、避難先の環境、就労等様々な問題で、子どもを寮に預けたままにせざるを得ないケースがあつ

ストレスが身体に直接影響したもの	ストレスが行動として表れたもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 気管支ぜんそく悪化 ● チック、爪噛み ● 反復性腹痛 ● 起立性調節障害 ● 心因性嘔吐症 ● 円形脱毛症 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ ● 虚言 ● 退行 ● 睡眠障害 ● 無気力、集中力低下 ● 不潔行為 ● 暴力行為 ● ルールを守らない

子どもたちのストレス症状（小中高生が共同で利用する保健室でのデータ）



た。しかし、学校は教育の場であり、児童福祉施設ではない。その意味で、教師側でも長期に子どもたちの寮生活を見ていくことには限界があった。

子どもたちにいただいた支援

全国から様々な支援、励ましが寄せられた。イベント企画や招待も数多く、子どもたちの心の慰めとなった。秋川だけでなく、各避難先の学校でも、三宅の子どもは大いに助けていただいた。

また、寄せられる支援は膨大でそれらの取り扱いや寮生活については、ボランティアが組織してくれた児童・学校支援センターに助けられた。



寮で食事の準備をする様子



寮の部屋の様子

■ 高齢者の避難

8月24日 要介護高齢者の避難開始

2000年噴火前、島には40人のホームヘルプを利用している高齢者と、49人の特別養護老人ホーム入所者がいた。

8月18日の大噴火により、自主避難ができずに島に残っていた高齢者には、不安が募っていました。一方、高齢者を支援する特別養護老人ホームのスタッフや社会福祉協議会のスタッフも、噴火、降灰、泥流の発生が続く状況で、高齢者達の島内の暮らしのサポートや避難の支援を続けることは、非常に困難な状況となり、村や都に繰り返し島外避難を要請していました。要介護高齢者の避難が始まったのは、8月24日である。以後、9月1日までに、高齢者70人、身体障害者1人が島外避難し、都内各地の施設の協力を得て、緊急に入所した。

都会生活にとまどう高齢者

避難した高齢者の多くは、地理がよくわからず、交通機関の利用方法などにもとまどった。また、島とは全く異なる大規模団地での暮らし、騒音、近隣住民との人間関係への不安が大きなストレスとなった。

困ったこと	件数(%)
都内の交通がわからない	140件 (20%)
バスの停留所や駅が遠い	113件 (16%)
足が不自由で移動が困難	112件 (16%)
お店や病院、公共機関などの場所がわからない	65件 (9%)
地元で福祉・介護のサービスを利用したいが、どこへ行けばいいかわからない	24件 (3%)

全島避難直後に社会福祉協議会が実施したアンケート（回答数700件）

■ 島では現役だったのに

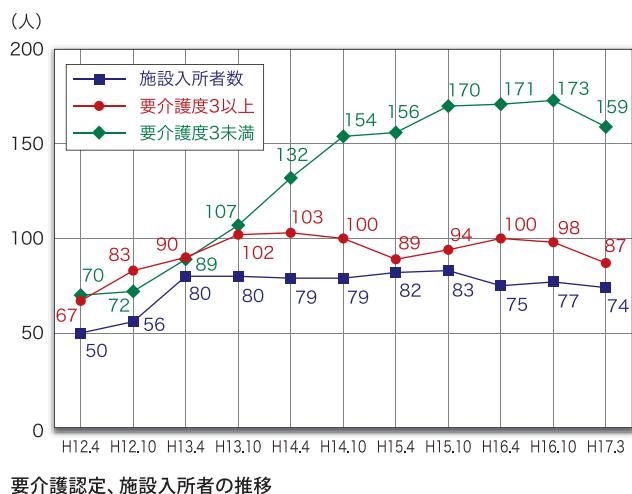
都会には職がない

島では、60代後半から70代も現役として、島の産業を

対象:65歳以上の世帯主世帯660世帯		
世帯構成	夫婦2人暮らし	37%
	子供と同居	33%
就労状況	働いていない	60%
	働きたいが職がない	13%
	働いている	10%
生活困窮度	とても苦しい	10%
	苦しい	49%
	変わらない	36%
収入源	年金	62%
	預貯金の取り崩し	26%
世帯収入	8万円以下(生活保護該当)	35%

老人世帯生活実態調査（第1回） 三宅村（H13.5）

支えていた。ところが、避難先では高齢が理由でなかなか仕事に就けなかった。経済的にはもとより、体を動かしたり外出しないことが、心身の健康にも悪影響を及ぼした。全島避難と前後して要介護認定者や施設入所者が急増するなど、避難が高齢者の心身に大きな影響を及ぼしていること、さらには、本人だけでなく、家族にとっても過酷なものであったことが伺われた。



高齢者支援センター

精神的に不安になったり孤立化する高齢者に対し、生活全般の相談や助言をしたり、島民が集う場を提供するため、「高齢者支援センター」が設置された。また、島民自身が独自に集まる機会を設けて、島民同士でコミュニケーションを図るという取り組みも数多く行われた。高齢者の多くは、つつましく、支え合って暮らしていた。



高齢者支援センター 村の保健師が定期的に訪問し、健康指導などを行った

■ 島では

ホテルシップ

避難指示後、防災関係者等も島を離れた。しかし、火山観測や電力・通信の維持は不可欠であり、現地の災害対策本部は、客船をチャーターして宿泊場所とした。島での作業は、自衛隊の哨戒機が上空から監視する中で行われた。

■ 悪天候が渡島を阻む

復旧工事

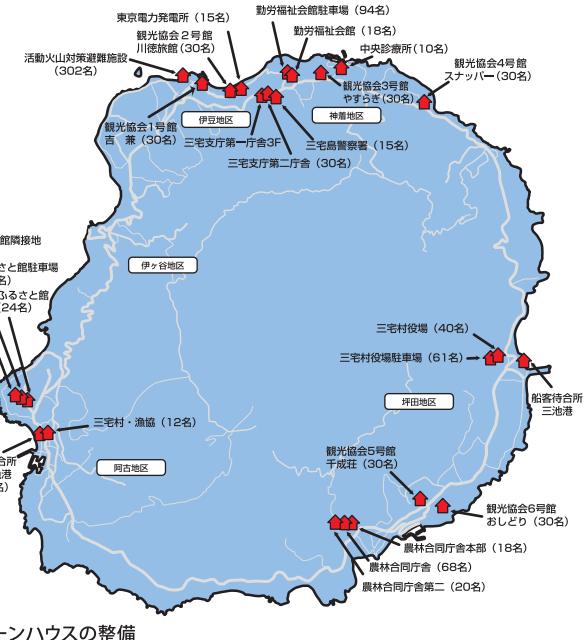
しかし、しばらくすると台風が多く、うねりが厳しい時期となり、洋上での対応には限界があった。そのため、10月上旬には三宅島の北西40kmにある神津島に現地本部を移すこととなった。移転当初、三宅島への渡島手段は数隻の漁船しかなかった。その後 ヘリポートの整備、大型船の就航が可能となるまでの間、片道1時間かけての荒れることの多い海の渡島を支えたのは、下田に避難していた漁船だった。

脱硫装置

平成12年10月から約半年の神津島から三宅島への就航率は6割程度にとどまり、泥流対策の強化や道路・ライフ



冬の厳しい気候下での漁船による渡島が続いた



クリーンハウスの整備

ラインの維持、復旧作業を本格化するには、限界があった。そこで都は、島内に脱硫装置を設置して工事を行うこととし、クリーンハウスの整備を進めた。三宅支庁庁舎がその第1号となり、平成13年5月から2ヶ月にわたる試験滞在による安全確認を経て、本格的な夜間滞在が始まった。

その後、脱硫装置付プレハブ宿舎の整備が進められたが、作業員の増加に追いつかず、宿舎には定員を超える作



宿舎に設置された脱硫装置

期間	平成12年				平成13年												平成14年			
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
体制	ホテルシップ																			
	神津島渡船																			
	夜間滞在																			
渡島手段実績数	漁船等																			
	えびね丸																			
	はまゆう丸																			
	ヘリコプター																			
就航率	-	70%	52%	62%	48%	85%	46%	79%	77%	86%	86%	81%	84%	67%	87%	60%	67%	79%	73%	
神津島渡船数	0	280	200	876	940	1,577	2,036	3,574	3,425	5,592	5,701	5,566	4,982	4,050	3,587	1,775	1,479	1,682	1,630	
夜間滞在率	-	-	-	-	-	-	-	-	67%	73%	87%	71%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
夜間滞在者数	661	0	0	0	0	0	0	0	不明	不明	650+ α	1,563	3,471	5,627	8,827	8,948	8,340	12,744	14,391	
作業体制	ホテルシップ	神津島より渡船				夜間滞在試行				夜間滞在本格的開始										

三宅島渡島・宿泊者実績

業員が宿泊する状況だった。そこで、旅館や民宿の協力を得て脱硫装置の整備された宿舎が追加され、作業員の環境は大幅に改善された。

■ 火山ガスとは

火山ガス

火山ガス濃度が高まると、青みがかった「もや」が漂っているように見える。8月中旬頃から陥没した火口から活発に放出されるようになった。この火山ガスには水蒸気、二酸化炭素(CO₂)、二酸化硫黄(SO₂)などが含まれており、特にSO₂が人体に有害である。二酸化硫黄は無色で刺激臭があり、眼や咽喉を刺激する。高濃度の二酸化硫黄を吸い込むと呼吸困難になる危険があり、また、ぜんそくの人などは、低濃度でも発作が起きて症状が悪化することもある。島内の復旧工事では、2ppm未満では防毒マスクを携帯すること、2ppm以上(20ppmまで)の場合には防毒マスクを装着して作業を行うことが決められていた。

火山ガス検討会

火山ガスが長期的には低下傾向にあるものの収まる気配のない状況で、内閣府と東京都は、平成14年9月30日「三宅島火山ガスに関する検討会」を設置した。この検討会は、三宅島のガスがどのような状態になれば帰島が可能になるのかについて、安全確保の面から科学的に検討するためのものであった。

検討会が平成15年3月に発表した検討結果では、火山ガスに対する長期的影響と短期的影響という2種類の人体への影響の目安が示された。長期的影響は、「せきやたんが出やすくなるなど、軽度の慢性影響がある程度増加するリスクを受容することを前提にした場合に目安となる濃度」である。また、短期的影響についての目安は、瞬間的あるいは短時間に高濃度の二酸化硫黄を吸引することによって生じる影響を示したものである。

帰島の判断は、ガスの放出状況について長期的影響の目安の達成と短期的影響のある時間の発生状況を考慮しつつ、一方で、健康影響を最小限にするための安全確保対策の実施状況を踏まえて、行われることになった。

なお、帰島に際しては、「長期的影響の目安」を達成していない2地区が「高濃度地区」として、条例で居住禁止とされることになった。

長期的影響の目安

- 年平均値が概ね0.04ppm以下
- 1時間値0.1ppmを越えた回数が年間10%以下

短期的影響の目安

レベル	5分値	影響
1	0.2ppm	<ul style="list-style-type: none"> • 感受性の高い人に対して、健康への影響が考えられる濃度 • 要援護者に対して、周囲の人が配慮する必要がある濃度
2	0.6ppm	<ul style="list-style-type: none"> • 感受性の高い人に重大な影響を及ぼす可能性がある濃度
3	2ppm	<ul style="list-style-type: none"> • 一般の人に対して、注意を呼びかける必要がある濃度
4	5ppm	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的人に重大な影響を及ぼし始める濃度

健康影響を最小限にするための安全確保対策

【住民の心構え】

- 火山ガスに関する正しい知識の習得
- 日頃からの健康管理
- ガスマスクの携行
- 自主的な避難行動
- 近隣との助け合い

【安全確保対策】

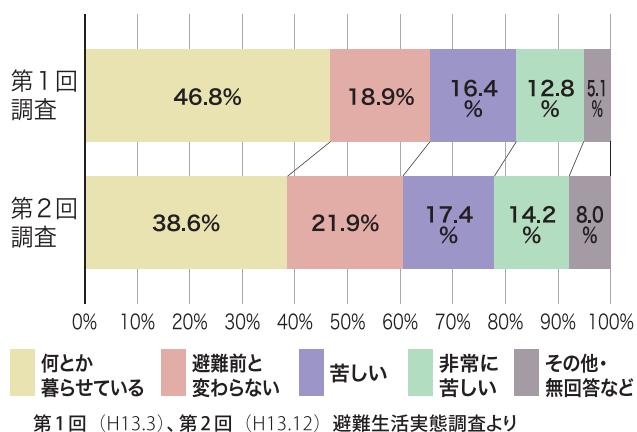
- 火山ガスの挙動等の監視・観測
- 二酸化硫黄濃度の監視・緊急情報の伝達
- 避難体制の整備
- 健康管理及び医療体制の確保
- 火山ガス等に関する知識の普及・啓発(リスクコミュニケーション)

④ 長引く避難生活



■ 厳しい生計

村が実施した生活実態調査からは、島民の半数以上が突然の避難で、収入がなくなったり大幅に減った状況が明らかとなった。



過去に例のない支援—1. 利子補給

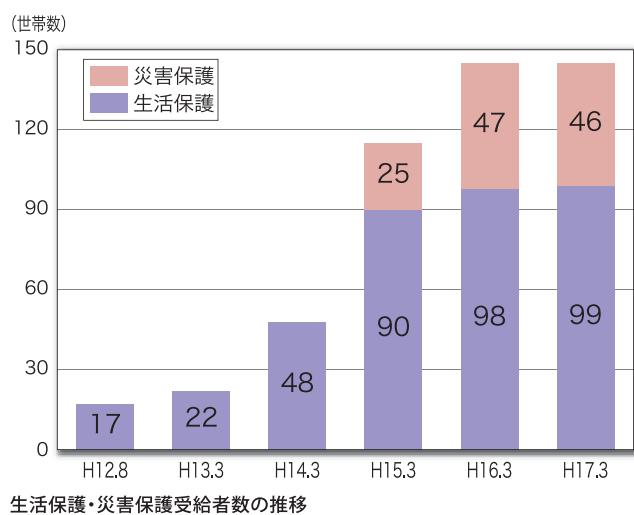
特に全島避難で島内に拠点のあった三宅村の商工業者は、大半の事業所で売上収入の見込みも立たない状況が続いていた。三宅村商工会が実施したアンケートでは約9割が休業状態であり、また、事業者の6割に噴火前からの借入金があり、その半数が避難後も返済を続けていることが明かとなった。三宅村商工会は、シンポジウムや要望書などで、こうした実情を訴えた。その結果、平成13年3月には、過去に例のない措置として、災害発生前に借りていた債務に対して、国、都、村の三者による利子補給が行われることとなつた。

過去に例のない支援—2. 災害保護事業

避難後、特に、高齢者世帯で生計の悪化が顕著であった。都は、平成14年4月に世帯主が50歳以上の低所得世

島を対象に訪問調査した結果から、島民全体で約300世帯が生活保護基準以下の収入であると推計した。

東京都はケースワーカーの訪問などにより生活保護申請を支援していたが、さらに、平成15年2月に独自施策として「三宅村災害保護特別事業」を実施することとした。これは預貯金が500万円以下で、生活保護が認められない世帯に対しても生活保護と同等の経済的支援を行うものである。この制度は避難指示が解除された平成17年2月まで実施され、ピーク時には48世帯が受給、月平均約5万8,000円が支給され、厳しい避難生活を支えた。



感謝

被災者生活再建支援金、義援金

避難者の生計に配慮して国は平成12年12月に被災者生活再建支援法の長期避難世帯特例の適用を決めた。これに該当しない世帯には、都によって同様の支援が行われることとなった。

また、島民に寄せられた義援金は、平成17年2月までに27億3,900万円に上り表のよう配分された。

回	年月	配分方法	
1	H12. 8	1人あたり2万8,000円	
2	H12.12	1世帯9万円+1人あたり12万円	
3	H13. 5	1世帯9万円+1人あたり12万円	
4	H13.12	1世帯9万円+1人あたり12万円	
5	H16.12	1世帯9万円+1人あたり12万円	
6	H17. 8	帰島	1世帯30万円、1人あたり5万円
		高濃度	100万円
		非帰島	1世帯15万円
		再転入	1世帯9万円、1人あたり12万円
7	H18. 2	泥流・地震等被害世帯	持家世帯100万円
		高濃度地区世帯	借家世帯50万円

義援金の配分状況

■交流

三宅島島民電話帳

島民が分散してしまった避難で重要なのは、コミュニティの維持、島民同士の支え合いであった。そのためにまず必要だったのが連絡を取り合うための電話帳づくりだった。



三宅島島民電話帳

これを支援したのが、東京災害ボランティアネットワーク、東京ボランティア・市民活動センター、東京ハンディキャップ連絡会、三宅島社会福祉協議会で構成される「三宅島災害・東京ボランティア支援センター」だった。

自然発生した島民会、島民連絡会

避難先では、島民同士が支え合っていかなくてはならないという思いがあった。住民が比較的まとまって入居した団地などを中心に、島民自身がコミュニケーションの場を作り始め、各地で島民会が自然発生していった。平成14年4月には、各地区の島民会の代表者が集まって連絡会を結成した。

■会えるだけでうれしい

三宅島島民ふれあい集会

三宅島島民ふれあい集会は、分散避難した島民同士とそれを支える多くの善意との親睦を目的に、村と島民、ボランティア団体が協力して開催した。港区にある区立芝浦小学校を会場として9回開催された。島民が楽しみにした行事の一つで、参加者はいつも1,000人を超えた。



ふれあい集会の様子

げんき農場、ゆめ農園

八王子市と江東区にそれぞれ「三宅島げんき農場」「三宅村ゆめ農園」が開設され、雇用事業として野菜や花の栽培などが行われた。働くことは、体を動かし、生活にリズムを生み、会話をして、土にふれることだった。島民同士で働くことは、生計だけでなく、健康にも良い影響をもたらした。



げんき農場



ゆめ農園



小金井市民祭りにゆめ農園も参加

⑤ 自宅を守りたい



一時帰宅のためにガスマスクの練習

一時帰宅の要望

避難から1年が経過し、団地の暮らしにも慣れてくる頃には、島の家はどうなっているかが大きな関心事となった。どの家も火山ガス、降灰と泥流による被害が心配された。避難指示であわてて避難した人も多く、これほどの長期化は予想もしなかったことから、ほとんどの家で、貴重品、位牌、アルバムなども持ち出していなかった。ただでさえ、島では、トタンは潮風で腐食しやすく、頻繁な手入れが欠かせない。台風も多く襲来する。被害が出たり拡大させないために手当したいことはいくらでもあった。

泥流被害者の一時帰宅

もちろん、国・東京都、村も手をこまねいていたわけではない。しかし、島民の帰宅を実現するには、行政としては安全対策に万全をつくす必要があった。家屋被害を知らされた泥流被害者からの強い要望で74戸の家屋の世帯代表者が上陸したのは平成13年7月13日及び14日である。防災関係機関による徹底した安全対策が講じられ、警備や保安要員など約180人が付き添い、早朝から正午までの半日間の帰宅が実現した。

家の被害が初めて明らかに

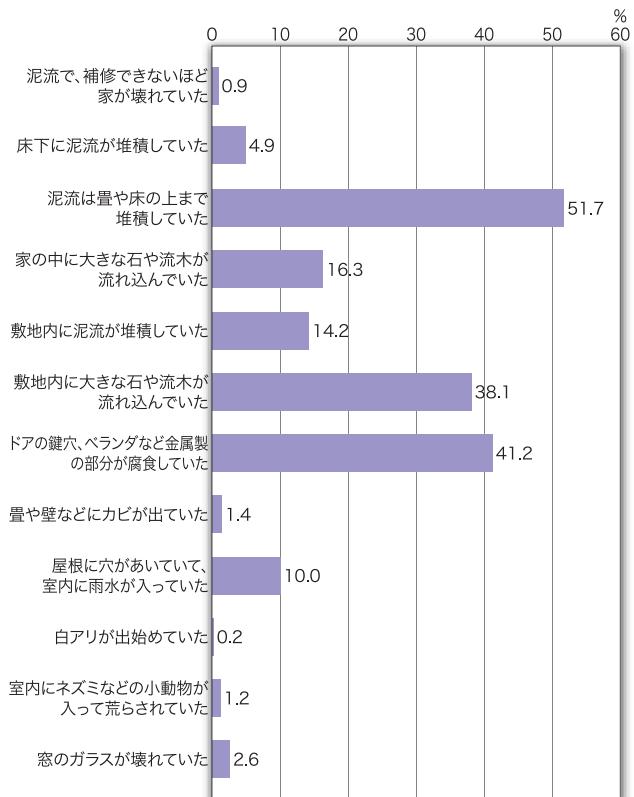
泥流被害者以外の世帯が自宅を確認できるようになったのは、避難から1年が過ぎた、平成13年9月である。村では「全世帯対象一時帰宅プロジェクトチーム」を立ち上げて取り組んだ。実施にあたっては、客船のチャーター、大型バス10台のリース及び島への輸送、ガスマスク・ヘルメットの用意、食事の提供、帰宅希望者の確認、テレホンサービスによる島民への対応等、膨大な準備が必要だった。

全世帯を対象に1,608人が参加した事業は、無事に終了した。この後、村では、一時帰宅事業への参加世帯に自宅被害に関するアンケートを実施し、これにより、長期間放置された家屋の被害概況が初めて明らかとなった。屋根が傷んで雨漏り被害のあった家、いたちやねずみなどに荒らさ

れた家があった一方で、まだ大きな被害は生じていない家も多かった。こうして、悲喜こもごもに第1回目の一時帰宅事業が終了した。

家を守りたい／職工組合の活躍

平成13年9月～10月に実施された最初の一時帰宅の後には、雨漏り跡等の被害が確認された住民から、屋根



家屋の被害状況（一時帰宅後に実施されたアンケート結果）

日付	行程	備考
第1日 17:00 17:30 18:00 19:30 20:00 20:30 21:30 23:00	出航決心 誘導員配置 受付開始 受付終了 説明会開始 説明会終了 乗船者竹橋桟橋移動開始 乗船開始 乗船完了 竹芝発	※三宅村東京事務所(公文書館6階)
第2日 04:30 05:00 05:30 06:00 07:00 08:00 09:00 10:20 10:50 12:00 17:30	起床 下船準備 三宅島着 バス出発(住民搬送用車輛10台) { 一時帰宅時間(最大4時間、最低3時間) 乗船 三宅島発 昼食 竹芝着	朝食 乗船 三宅島発 昼食 下船解散

一時帰宅のスケジュール



建設中の伊豆避難施設

修繕に関する要望の声が多数寄せられた。平成13年11月13日、三宅島内の大工、板金等の技術を持つ職人が集まって三宅島職工組合が結成された。構成メンバーは三宅島の家屋を修理してきた職人であり、島の被害をそのまま放ってはおけないということから、新たに組合を立ち上げたものである。職工組合の組合員数は13名でスタートした。神津島職工組合の応援なども得ながら進められた修理は、最終的に1,300件に及んだ。

待ちわびた伊豆避難施設・滞在型帰宅

全世帯対象一時帰宅の後も日帰りでの帰宅事業は続けられた。しかし、2年を経過して家屋被害が大幅に増加していた。帰島のためには、これ以上の被害が拡大しないよう措置することが必須で、そのためには、4時間程度しか作業のできない日帰り帰宅では限度があった。

平成13年7月以降、島では復旧作業員の夜間滞在が実施されていた。それまでに設置されていたクリーンハウスは、防災要員や災害復旧事業のために設置されたもので、島民の滞在受入れは設置の目的外として認められなかつた。そのため、島民の滞在型帰宅が可能となるには、活動

火山対策特別措置法に基づいて整備された、クリーンハウス—通称「伊豆避難施設」の完成を待たなければならなかった。避難施設は、村が事業主体となり、約15億円をかけて整備され、平成15年3月末に完成した。

■三宅の子どもたちに見せたい!

子どもたちの一時帰島

平成14年8月小中高生の親・教職員同伴による日帰り帰島が実施された。翌年には「ふるさとふれあい体験」として、子どもたちは島の学校や我が家を訪れた。さらに、平成16年2月には三宅高校3年生の卒業記念母校訪問帰島が実施された。島の未来を担う子どもたちの帰島だった。



滞在型帰宅で伊豆避難施設から自宅へ向かう



H15.8 児童・生徒の一時帰宅

⑥ 帰島準備



年内帰島を掲げて新村長誕生

平成15年10月、内閣府、東京都、三宅村の三者による「帰島プログラム準備検討会」が設置された。検討会では、帰島の準備あるいは帰島後の生活再建支援などについて、課題の抽出・整理、東京都や三宅村の要望に対する各省の対応に関する協議などが進められた。この報告がまとまる直前の平成16年2月には、健康上の理由による前村長（故 長谷川 鴻氏）の辞職を受けて村長選が行われ、「早期帰島・早期復旧・早期復興」を公約に掲げた平野祐康村長が誕生していた。新村長の誕生と、3月に「帰島プログラム準備検討会」の報告がまとめたことで、帰島がにわかに現実味を帯び始めた。

■ 帰島への動きが加速

リスクコミュニケーション

火山ガスと共生しながら島で暮らすためには、火山ガスのもたらす健康影響についてできる限り正確な理解が得ら

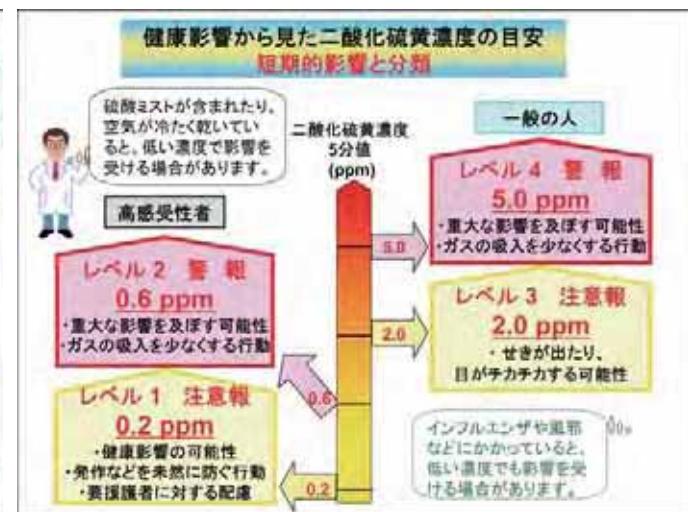
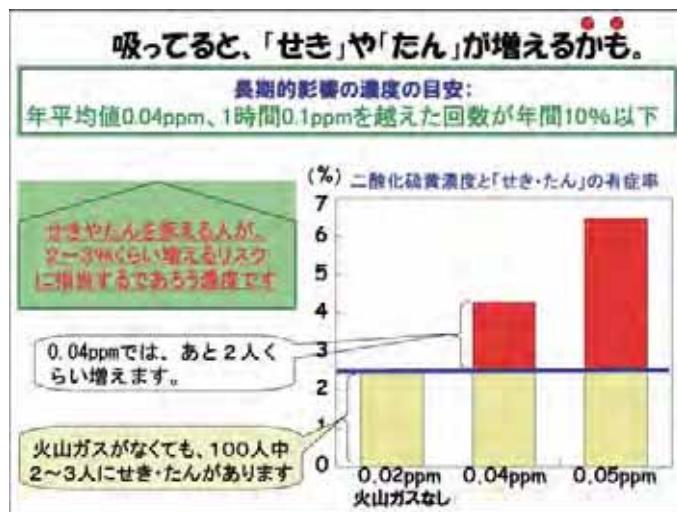
れるよう、行政と住民が十分に話し合うことが重要とされた。対話を通じてリスクを理解する方法は、リスクコミュニケーションと呼ばれる。火山ガス検討会委員から、リスクコミュニケーションに必要な各種資料の作成、解説、指導などの支援を得て、村では、半年間に約60回のリスクコミュニケーションの場を設けた。参加者は、延べ1,400人に及び、これによって火山ガスへの理解は大きく進んだ。

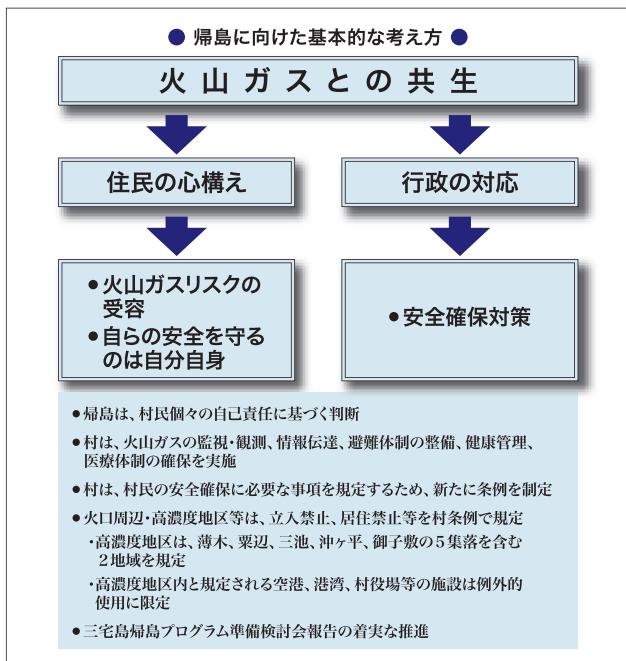
答えにくかった帰島意向調査

平成16年4月、村は、村民説明会を開催し、国、都、村による様々な検討の状況を島民に伝えた。ここで平野村長は、「火山ガスの放出は続くとされているが、安全対策を整えながら早期帰島を実現したい」と述べ、ガスと共生する帰島に踏み切りたい意向を示した。説明会を経て村は5月に島民に帰島の意向を聞くアンケートを実施した。しかし、安全、住居、雇用などに関する具体的条件が示されていない中で、島民にとって、この意向調査への回答は容易ではなかった。それでもアンケートには約8割が回答し、回答した1,388世帯の約7割に当たる968世帯(69.7%)が「火山ガスのリスクを受容して帰島する」と答えた。不安の中での決断であった。

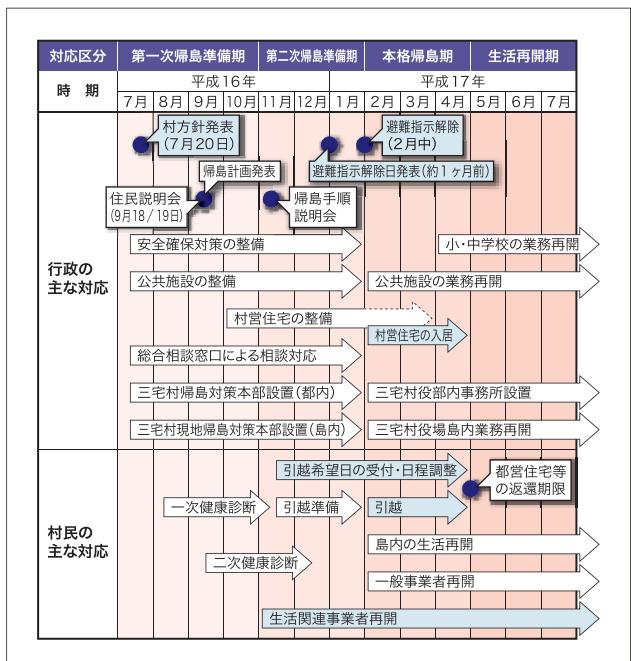
帰島に関する基本方針の発表

平成16年6月30日、火山噴火予知連絡会は、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があるとの見解を示した。7月20日、平野村長は、こうした火山ガスの状況と、住民意向調査の結果、村が設置した専門家会議の意見などから、火山ガスの放出が止まらない現状でも『火山ガスとの共生』を基本的な考え方として、島民の自己責任に基づく帰島が可能であると判断した。そして石原東京都知事に対し、平成17年2月を目途に避難指示を解除したい旨の要請を行い、あわせて、「帰島に関する基本方針」を公表した。





帰島の基本方針



帰島に向けた時期区分

■ 公共施設の復旧は急ピッチ

「帰島計画」、「帰島・生活再開の手引き」

帰島へのスケジュールは、2段階の帰島準備期、避難指示解除後の本格帰島期、生活再開期に大きく区分された。帰島準備期には、まず、現地帰島対策本部が伊豆避難施設に設置された。これを皮切りに、世帯詳細調査の実施、「帰島計画」と「帰島・生活再開の手引き」(村民用帰島マニュアル)についての住民説明会の開催、総合相談窓口の設置、帰島前健康診断などが進められた。また、それと平行して、島では村営住宅の整備、安全確保対策の整備、小

中学校等公共施設の整備等が急ピッチで進められた。

帰島前健康診断

9月～10月にかけて、「帰島前健康診断」が実施された。これは、島民自身が帰島への判断材料とするために、火山ガスに対する感受性を把握するためのものである。最終的には、約500人が、火山ガスに対する感受性が高いと診断された。

この時期、島民一人ひとりが帰島するかどうかの最終的な意思決定に悩んでいた。この診断結果により帰島をあきらめた者も少なくなかった。



H16.7.27 設置



帰島計画、帰島・生活再開の手引き

7 帰島、そしてその後



第一陣出発式

■帰島

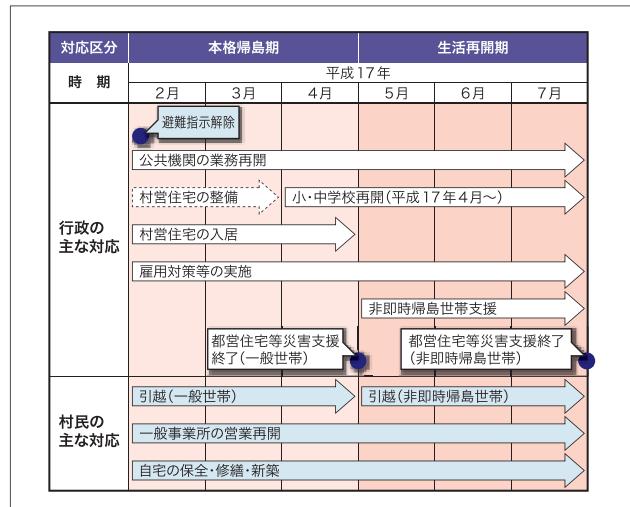
避難指示解除

平成17年2月1日、平野村長は4年5ヶ月ぶりに避難指示を解除した。

帰島計画では、この日から4月末までの3ヶ月間が、「本格帰島期」と位置づけられ、4月末までは、入居している公営住宅の家賃が徴収されないことになっていた。さらに特別の事情がある家庭にはさらに7月まで猶予期間が設けられた。

引越し

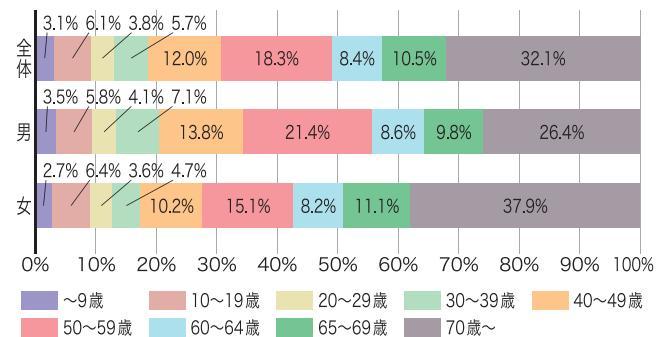
本格帰島期に引越しが集中した場合に、コストや日程調整などの面での混乱も予想された。そこで、村では引越しに向けて、島民向けに、都営住宅等からの退去手順などを含むきめ細かな引越しマニュアルを作成・配布するとともに、民間の運送会社などの協力を得て、「引越しプロジェクト」を立ち上げた。



帰島は大きく2段階で計画された

	帰島	新規転入	合計
帰島世帯数	1,247世帯	332世帯	1,579世帯
帰島人数	2,158人	364人	2,522人

帰島世帯数、人数



帰島は、3月中旬から4月の上旬がピークとなった。村の調査によれば、避難指示解除から半年後の8月末現在の帰島状況は上図のとおりである。帰島世帯は76%、帰島人数は68%だった。帰島後、42.6%と超高齢化が進んだ。一方、子供から若年層の帰島が非常に少なかった。若い世代の帰島割合が少ない背景には、子供の教育の継続、健康への不安などがあった。都内に家族を残し、単身赴任のような形で帰島している例が多い。

支援法の長期避難解除特例

平成16年3月の被災者生活再建支援法の改正では、「居住安定支援制度」が創設されるとともに、長期にわたって避難が続いた場合の被災者を救済するために、引越しや生活用品の購入などに必要な費用について一世帯当たり最高70万円(ただし支援法上の総支給額300万円の範囲内)が支給されることになった。この「長期避難解除世帯の特例」と呼ばれる支援金は、まさに、三宅島の避難長期化が制度化のきっかけとなったのである。

■まずは自宅の修理から

住宅補修再建への支援制度

島民の帰島に際して都から、住宅の修理や再建に必要な経費(最大150万円)の支援が実施された。この被災者帰島生活再建支援金の制度は、国の被災者生活再建支援制度が住居の修繕を認めていないという制度の隙間を埋

める目的で作られたものである。非常に多くの村民がこの制度を利用して住宅を補修、再建することができた。

ごみの処分

帰島が本格化するなかで大きな課題となったのが、大量の廃棄物処理の遅れであった。全島避難後、島内では大量の廃棄物が生まれた。噴火や火山ガスの影響で車や家屋が傷み、電化製品はほとんど使えなくなり、廃車となった車両は約2,500台、冷蔵庫も1,600台にのぼった。



大量に出された廃棄物

■廃自動車		■テレビ	1,004台
自動車	2,544台	冷蔵庫	1,611台
自動二輪車	66台	洗濯機	66台
原付	155台	その他	10,720m ³
■廃家電等		■がれき	4t車 917台
エアコン	594台		

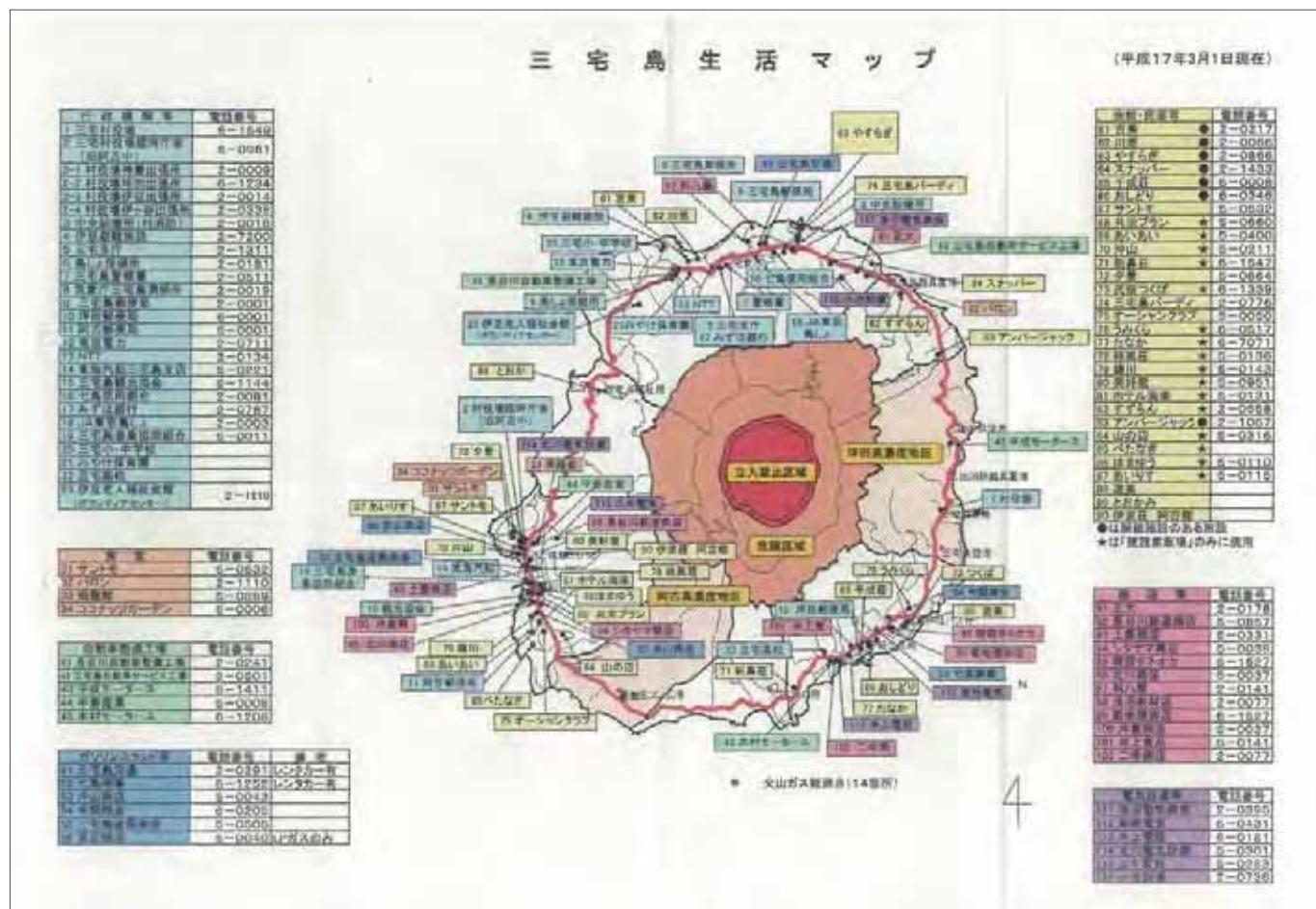
災害廃棄物の発生状況 (H16,H17年度災害廃棄物処理事業、総事業費289百万円)

■ 暮らしの環境は

暮らしの環境

商工業者、金融機関などは、帰島後直ちに必要になる生活基盤であり「防災関係者」と位置付けて一足先に帰島し、業務再開に向けた準備を行っている。人口の減少なども懸念される中で、島のための勇気ある決断だった。

避難指示解除の時点では、避難直前と比べて、旅館・民宿は89軒中26軒、食堂は22軒中4軒、スーパーなどの商店は71軒中7軒が再開して帰島する人たちの暮らしを支えた。



■ 火山ガスとの共生は

火山ガス安全確保条例

避難指示解除に伴って村の「火山ガス安全確保条例」が自動的に施行されることになった。条例では、住民一人ひとりが火山ガスの危険性を十分に認識し、安全確保のためのルールを確実に守っていくための責務や火山ガスに対して必要な安全確保のための対策が定められた。この条例に基づいて、村は次のような対策を実施した。

- ・村民等の安全確保のために必要な規制及び措置
- ・二酸化硫黄濃度の監視及び観測、注意報・警報の発令、避難体制の整備
- ・安全確保のためのマニュアル等を作成と村民等への周知、訓練の実施
- ・村民とのリスクコミュニケーション促進
- ・二酸化硫黄に関する知識の普及及び啓発

また、三宅村安全確保対策専門家会議を条例で位置付け、規制の妥当性や必要な見直し、帰島後健康診断結果の分析などが行われている。なお、専門家会議による帰島後健康診断の分析結果は、「健康影響から見た二酸化硫黄濃度の目安」(三宅島火山ガスに関する検討会報告書、平成15年3月)を裏付けるものであり、一般の人に、慢性気管支炎症状(せき、たんが3ヶ月以上持続)の増加が認められた。



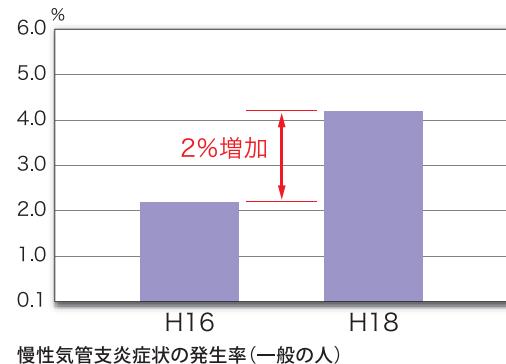
防災行政無線の
回転灯付き屋外拡声子局



全世帯に配布された
防災のしおり



標識



■ 何もかも初めての防災対策…

度重なる警報、火山ガス対策の難しさ

避難指示解除後24時間に3回の一般向け注意報、9回は高感受性者向けの注意報・警報が発令された。火山ガスの注意報・警報が防災行政無線で頻繁に発令されるため、帰島した村民からは、「眠れない」と訴える声が出た。また、火山ガス濃度が基準を超えて、ガスマスクを着ける人が少ないなどの実態もあり、火山ガス対策の難しさが浮き彫りとなった。

マスクが必要な生活

村は条例で、ガスマスクの常時携帯を義務付けた。これは観光客も例外ではなく、三宅島観光協会や東海汽船などでも常時携帯を呼びかけ、ガスマスクの販売・貸与などを行っている。

その他、ガスマスクに関する取り組みでは、成人用のタイプ以外に、子ども用のマスクについても検討され、実用化された。



ガスマスク



幼児用に開発された
ガスマスク



高感受性者用の小型脱硫装置



規制区域地図

■ 高濃度地区

突然の高濃度地区指定

島の避難指示が解除されるためには、それとセットで、高濃度地区への居住制限が必要だった。高濃度地区の線引きは、安全対策専門家会議の意見を聴取しながら火山ガス濃度測定値、地形、植生等を総合的に判断して行われた。

住民への説明がなされたのは平成16年12月23日である。この時点ではじめて、立ち入りは家屋や農地の保全を目的とする場合に4時間に限って認められること、従つて高濃度地区内では商売や耕作はできないこと、などの具体的な規制の内容が明らかにされた。説明会では、「これまで何のために、一時帰宅や滞在型帰宅で島の家や店舗の手入れをしてきたのか」と、途方に暮れて怒りをあらわにする島民もいた。



噴火前の様子



噴火後の様子

■ 私たちの災害は続いている

規制の内容

高濃度地区への対応は、かつて行政も経験したことのないもので、難しい課題が山積している。特に、市街地における火山ガスを理由とした規制区域の設定は他に例のない厳しい権利制限を伴うものである。その意味で避難指示が解除されても、高濃度地区の人たちにとっての災害は続いていた。もちろん村にもそうした認識があり、村は避難指示解除後も引き続き、大きな制約を受ける高濃度地区住民等への支援に取り組んだ。その結果、高濃度地区に指定された住民に対して、これまでに下表に示すような支援策が措置された。

高濃度地区名	世帯	人口	指定された地区の特徴
坪田 高濃度地区	128	281	坪田集落内の村役場や空港のある沖ヶ平地区と、海の玄関である三池港や海水浴場があり民宿や商業なども盛んだった三池地区が指定された。
阿古 高濃度地区	24	50	阿古集落内の薄木地区を中心指定された。施設園芸農家が比較的多い。

高濃度地区の状況(世帯・人数はH16.12時点)

規制	●居住することはできない。 ●例外規定で定める者以外は立ち入りできない。	
	対象	例外規定の内容
一		船舶への乗下船、緊急な場合のヘリコプターへの乗降、郵便物及び宅配便の配送、高濃度地区内の移動(自動車等) 等
個人		●村民等が行う農地及び樹木の管理(営農は認めない) ●住宅の保全及び修繕(1日当たり4時間以下で必要最小限の時間内) 等
例外規定	団体等	●気象庁等が行う火山活動の監視、観測及び学術研究 ●村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達 ●災害復旧及び災害復興に係る工事 ●都道、村道等の維持管理 ●農協等が組織的に行う農地の管理及び樹木の管理 ●漁協等が組織的に行う潜水漁業及び漁獲漁業の操業 ●職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕等

高濃度地区の規制内容

支援策	
義援金の上乗せ配分	200万円を上乗せ配分。
被災者住宅劣化保全支援交付金	自己所有住宅の修繕に要する費用で、上限は50万円。帰島した世帯に支給。
村営住宅や都営住宅への優先入居	他の非帰島世帯と同様に、村営住宅や都営住宅への優先入居を措置。なお、高濃度地区に限らず避難時の村民は、島外に居住していても村営住宅への申し込みを可能とした。
村営住宅入居に際しての所得制限の緩和	特別公共賃貸住宅制度を活用して、村営住宅への入居世帯の収入制限を緩和。
村営住宅の使用料の減免	平成18年3月末までの家賃を減免。
被災住宅の解体撤去	被災家屋及び家屋に附属する倉庫等(コンクリート造の工作物を除く)を村が解体及び撤去。
危険樹木伐採	枯損木について村が処理。

高濃度地区への支援

復興に向かって

施策	区分	復旧・復興の状況等
生活再建	住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・村営住宅は新築60戸、建替え54戸、補修96戸計210戸が完成 入居済 ・堆積土砂排除事業完了(43,214m³)
	福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は平成17年4月1日より1園で再開 園児数29人(H19.4.1現在)
		<ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービス(デイ、ショート、ヘルパー)が平成17年4月より再開
	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム施設は、平成19年4月1日より再開 入所者数49人(H19.4.1現在)
		<ul style="list-style-type: none"> ・中央診療所は災害復旧完了 平成17年2月より保険診療を再開
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年6月4日より併設の歯科診療所が診療開始
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年8月9日、阿古地区に民間の歯科診療所が開所
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校は平成17年4月1日より1校で再開。児童数59人(H19.4.1現在)
		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校は平成17年4月1日より1校で再開 生徒数51人(H19.4.1現在)
		<ul style="list-style-type: none"> ・高校は平成17年4月1日より再開 生徒数52人(H19.4.1現在)
地域振興	支援制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法(長期避難特例)1063件、東京都帰島支援条例1007件 ・高濃度地区住宅劣化保全制度61件、高濃度地区住宅解体撤去12件(H19.2.1現在)
	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年1月～12月の来島者数51,977人 (平成11年89,043人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年7月22日、三宅島自然ふれあいセンター「アカコッコ館」が再開
		<ul style="list-style-type: none"> ・温泉再開に向けて準備中
	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農地災害復旧完了(65.3ha)
		<ul style="list-style-type: none"> ・都内にて農産物復興イベント実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・18年10月より明日葉の出荷始まる、12月までに7トン(農協調べ)
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度災害復旧事業完了 18年度は漁場造成事業(釜の尻、新鼻)
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年2月1日以降、阿古漁港で水産物の水揚げ及び出荷作業開始
	商工業	<ul style="list-style-type: none"> ・総漁獲量平成17年約160t 平成18年約170t(平成11年約522t) ・299軒の商工業者が事業再開(H18.9.30現在) (発災前の88.7%が事業再開)

復興の現状 (H19.4現在)

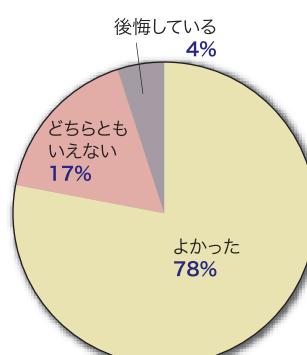


農地の状況（復旧前）



農地の状況（復旧後）

施策	区分	復旧・復興の状況等
防災しまづくり	避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月に三宅村活動火山対策避難施設を整備 (滞在型帰宅事業実績 延4,796世帯、7,890人)
	安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・島内14箇所に観測点を設置し、火山ガス濃度の常時観測態勢を整備
		<ul style="list-style-type: none"> ・居住区での火山ガス警報発令⇒20回 (H17.2.1～H18.12.31)
	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・都道は16箇所の復旧工事を完了
		<ul style="list-style-type: none"> ・村道は12箇所の復旧工事を完了
	海路	<ul style="list-style-type: none"> ・林道は10路線中4路線が不通 うち2路線を復旧中
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年1月より定期航路が再開
	空路	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年2月1日の避難指示解除より、入島許可手続が不要となる
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月1日より場外離着陸場で愛ランドシャトル(ヘリコミューター)が運航再開
	砂防	<ul style="list-style-type: none"> ・三宅島—羽田間の定期航空路再開への署名活動 95,853人
		<ul style="list-style-type: none"> ・砂防ダム計画51基完成
	治山	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな砂防事業7溪流のうち美茂井沢ほか3箇所で工事中
		<ul style="list-style-type: none"> ・治山ダム計画158基のうち134基完了
	簡易水道	<ul style="list-style-type: none"> ・現在24基工事中
		<ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事を完了
	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・島内全域で給水可能
		<ul style="list-style-type: none"> ・島内全域で電力供給可能
	通信	<ul style="list-style-type: none"> ・島内全域で固定電話の接続可能 平成17年3月よりADSLサービス開始
		<ul style="list-style-type: none"> ・従来からのMOVAに加えFOMA携帯電話サービスを平成17年9月8日開始(阿古・神着・三池の一部区域)
参考	住民基本台帳	(H19.4.1現在) (a) 人口:2,853人、世帯:1,712世帯 (高齢者比率 37.22%)
		(H12.9.1現在) (b) 人口:3,829人、世帯:1,966世帯 (高齢者比率 29.49%)
		(a) / (b) 人口: 75.73%、世帯: 88.96%



帰島の感想:

帰島から約2年後の平成19年4月に民間の調査機関サーベイリサーチセンターが帰島した島民を対象に実施したアンケート調査

■これからが復興本番

火山の恵みを活かして

島の復興は始まったばかりである。避難中の4年5ヶ月という時間を取り戻し、加えて島を再生するには、島内外の多くの人の知恵と長い年月が必要である。最大の問題は、帰島人口が激減したことである。特に若年層の人口の激減は、島の商業の売上げや各種産業の後継者不足に暗い影を落としている。我が国でも前例のない火山ガスとの共生の道を模索しつつ、火山の恵みを活かすことが不可欠である。

感謝の心でおもてなし

災害によって温泉設備など、各種観光関連施設が大きな被害を被った。また、宿泊施設のうち現在再開できているのは半分に過ぎず、宿泊業全体が弱体化している。このような悪条件のなか、サイクリロードレース、マリンスコレ21の再開、温泉再開、モーターサイクルフェスティバルの成功は、大きな成果となった。これまでにも増して、感謝と「もてなしの心」で観光に取り組むことが必要である。

空路の再開

観光そして島民の生活に欠かせないのが航空路の再開である。島民と村は災害の前から結成されていた「三宅島空・海路を考える会」を中心に署名運動に取り組んだ結果、全国から約10万筆の署名が寄せられた。おかげさまで、航空路は、帰島3年目を迎える平成20年春に再開する見通しだ。



御焼焼き(左)と三宅硝子(右)



■おわりに

今回、三宅島民は今までの噴火と全く異なる大噴火に遭遇、前例のない厳しい試練を体験いたしました。この貴重な教訓を後世に残し伝えることは多くの方々からご支援を頂いた私たちの義務であり、志半ばで倒れた仲間達への鎮魂と考え噴火災害記録誌をまとめました。

編集方針は、①噴火—避難—帰島—復興の7年の歳月がわかる構成とし、②村役場の活動、③島民の意識の記載、④科学的なデータの記載、を柱とし、編集体制は編纂委員会と府内WG、(株)社会安全研究所に協力をお願いし完成を帰島三周年としました。不十分な箇所があるかと思いますが、少しでも皆様のお役に立てば幸甚です。

今回の災害に際し、国・東京都をはじめ全国から絶大なご支援をいただき、お陰をもちまして三宅島は復興の緒につくことができたことをご報告し、衷心より感謝申しあげます。

編纂委員会委員長 窪寺 昇

写真提供

※順不同・敬称略
東京都 東京都三宅支庁 社会福祉法人 三宅島社会福祉協議会
三宅島災害・東京ボランティアセンター 三宅村教育委員会
窪寺 昇(三宅島在住) 飯沼 義仁(三宅島在住)



三宅島観光復興モニュメント



帰島1周年式典でアシタバボーズを発表



災害年表

年	月/日	火山活動等／三宅村の動き／関係機関の動き ●は社会の動き
平成12年(～2000年)	6/26	○緊急火山情報第1号「噴火の恐れ、厳重警戒」 ○臨時火山情報第2号「傾斜計で変化を観測」 (20:45)災害対策本部設置 三宅村に災害救助法適用
	6/27	(0:15)東京都災害対策本部・現地災害対策本部設置 (4:15)都陸上自衛隊に災害派遣要請 (早朝)三宅島の西の沖合い約1kmで海水に変色
	6/28	○臨時火山情報第7号火山噴火予知連絡会コメント '島の東部や山頂付近での噴火の可能性はない'
	6/29	石原都知事来島(22:30)現地対策本部廃止
	6/30	(18:15)災害対策本部廃止 (18:00)東京都災害対策本部廃止
	7/7	台風3号接近 (14:00)災害対策本部設置
	7/8	(10:00)災害対策本部廃止 (18:43)山頂で小規模噴火、火山灰噴出、山頂の陥没開始 ○臨時火山情報第9号「火山灰の噴出」 (19:30)災害対策本部設置(9日17:00 本部廃止)
	7/14	(4:14)山頂で噴火、島の北東部・神着地区に大規模な降灰 ○臨時火山情報第12号「噴火」 (9:00)三宅村災害対策本部を設置 (15:50)山頂から白い噴煙 ○火山観測情報第92号「山頂から噴火」
	7/15	(12:20)山頂で噴火、大規模な降灰
	7/17	小中高校、通常授業再開
	7/26	大雨(8:00)とんび沢、三七山泥流発生
	7/30	(9:18)震度5強(21:25)震度6弱(21:48)震度5強
	8/10	(6:30)小規模噴火、大量の火山灰 (13:30)噴煙が止まる(17:00)水蒸気の確認
	8/12	台風9号接近 大雨
	8/14	(13:20)小規模噴火 ○火山観測情報第165号「小規模噴火、噴煙の高さ1200m」
	8/18	(10:52)震度4の地震 (17:02)規模の大きな噴火、島内全域に噴石や火山灰降下 ○臨時火山情報第14号「噴火、噴煙高度5000m以上」
	8/21	降灰除去等に陸上自衛隊災害派遣
	8/23	(17:10)都 高齢者等の都立施設受入れを発表
	8/24	(10:00)三宅村教育委員会は児童生徒の島外避難決定 (10:20)在宅高齢者島外避難(8/29、30、9/1)
	8/25	都 自主避難者への住宅提供を発表
	8/29	(4:35)規模の大きな噴火、低温の火碎流が北東と南西側に流下 ○臨時火山情報第17号「噴火、噴煙の高さ5000m以上」 (11:00)都災害対策本部・現地災害対策本部設置 (12:15)国非常災害対策本部設置 (14:10)小中高生ら136名東海汽船で島外避難 (22:00)都 海上自衛隊に災害派遣要請
	8/30	(11:45)泥流発生の恐れで三宅島全域に避難勧告および指示 都 避難者用都営住宅等の提供決定
	8/31	○臨時火山情報第18号 火山噴火予知連絡会コメント「噴火が継続的に発生、18日や29日の規模を上回る噴火や火碎流の発生の可能性」 (17:00)三宅島全域の避難勧告・指示解除
9月	9/1	9/1 都 全島3日以内の島外避難が適当であると決定 9/1 全島避難を決定 9/2 村民の島外避難を指示
	9/1	三宅村立 小・中学校秋川校舎閉校
	9/3	避難島民が国立代々木オリンピックセンターに入所
	9/4	一般島民島外避難完了、三宅村東京事務所を都公文書館に開設 9/4 都 現地災害対策本部 ホテルシップ「かとれあ丸」によるライフライン維持活動等の災害対応開始
	9/5	オリンピックセンター内に労働相談・斡旋窓口設置
	9/9	避難島民、オリンピックセンターから全員退所
	9/13	三宅島児童・生徒支援センター設置 ●9/11 東海豪雨
	9/16	台風17号接近 9/16 台風接近のため防災関係者等が東京に一時避難
	9/19	三宅村立川事務所を都立川地域防災センター内に開設
	9/28	都労働局と合同で避難者就職相談会開催(9/28立川 9/29港区)
	9/26	都 三宅島火山活動検討委員会設置
10月	10/1	平成12年国勢調査 ●10/6 鳥取県西部地震 10/7 都 現地災害対策本部を神津島に開設
	10/10	第1回三宅村義援金配分委員会 '広報みやげ'発行再開
	10/16	ボランティアによる「みやげの風」第1号発行
	10/20	都 第1回東京都義援金募集配分委員会
11月	11/1	火山噴火予知連「多量の火山ガス放出は、当分続くと思われる」 11/7 第1回義援金配分 11/10 第2回三宅村義援金配分委員会 11/15 三宅村新宿総合事務所を都庁舎に開設 11/25 三宅村住民説明会 都庁舎(11/26立川)
12月	12/3	「三宅島島民ふれあい集会」の開催(港区) 12/5 第2回義援金配分
	12/11	被災者生活再建支援法申請受付開始 12月下旬 ボランティアが三宅島住民電話帳を発行

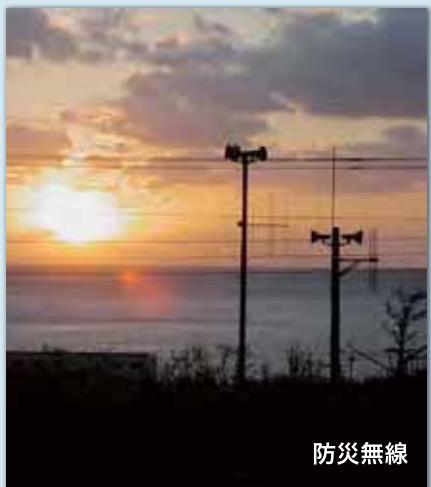
年	月/日	火山活動等／三宅村の動き／関係機関の動き ●は社会の動き
平成13年(～2001年)	1月	
	2月	2/24 三宅島商工業者の復興に係るシンポジウム
	3月	3/1 「生活実態調査」実施(~3/15) 3/15 広報資料の発行・発送が月2回となる 3/19 三宅中学合同卒業式 3/22 三宅小学校合同卒業式 ●3/24 芸予地震発生
	4月	3/29 「三宅島噴火災害動物救援センター」完成 4/18 立根仮橋交通開放 都道・島全周で確保 4/15 第2回「三宅島島民ふれあい集会」開催 4/20 都 三宅島災害対策技術会議を設置 4/28 三宅島測候所機能回復 ●4/26 小泉内閣発足
	5月	5/4 三宅島島内における夜間滞在の試行開始 5/9 生活実態調査の集計結果の発表 5/10 「三宅島けんき農場」開所 5/12 「三宅村住民説明会」都庁(5/13北区)、5/20武蔵村山市、5/26八王子市 5/28 家屋等泥流被害調査の開始 5/27 小規模噴火、三七沢付近で少量の降灰確認
	6月	6/23 水道、大陸池から神着勤労福祉会館まで通水 6/24 都議会議員選挙 6/29 仮辺仮橋供用開始
	7月	7/1 夜間滞在本格化に伴う医療チーム配置 7/9 被災者生活再建支援金の申請期間の延長 7/9 脱硫装置付き事務所・宿舎(クリーンハウス)が完成 7/11～13 泥流等被災家屋対象者の一時帰宅実施 7/20 復旧事業建設関係者の夜間常駐開始 7/29 第19回参議院議員選挙
	8月	8/2 都 被害家屋調査実施 8/25 伊ヶ谷地区で出し水・平山橋が通行不能 8/27 天皇・皇后両陛下、下田の避難者を慰問
	9月	9/4 雨で數箇所で泥流発生、鉄砲場で通行不能 9/8 三宅島一時帰宅が台風15号の影響で延期 ●9/11 アメリカ同時多発テロ事件 9/17 全世帯を対象とした一時帰宅の実施(~10/2) 9/21 都 現地災害対策本部を神津島から三宅支庁に移設 神津島に東京都現地災害対策本部神津島連絡所を設置 9/28 小規模噴火 9/29 総理大臣が三宅島視察
	10月	9/30 第3回「三宅島島民ふれあい集会」開催 10/18 「第2回生活実態調査」実施(~11/2) 10/22 都 「三宅島生活支援」連絡会議を設置
	11月	11/11 漁業共同組員の産業用資機材搬出作業実施 11/19 未明に火映現象観測 11/21 観光協会員の産業用資機材搬出作業実施 11/27 商工会員の産業用資機材搬出作業実施 11/29 第1回「全島民帰島プロセス作成検討会」
	12月	12/1 村と職工組合員による屋根修繕に関する緊急調査実施 12/6 水産試験場による漁業調査実施 12/14 三七沢防災ダム第1号が完成
平成14年(～2002年)	1月	1/15 「ゆめ農園」開園 1/23 小規模噴火発生、東部で少量の降灰を確認 1/29 第1回「三宅島復興計画策定委員会」開催
	2月	2/1 火山噴火予知連「統一見解発表」 2/1 避難島民訪問調査実施(~2/25) ●2/8 ソルトレーキオリンピック開幕
	3月	3/2 小噴火2度発生、北東部で微量の降灰確認 3/5 三宅島日帰り帰宅事業の実施発表 3/8 天皇・皇后両陛下が「けんき農場」を行幸啓 3/12 前回不参加世帯、別荘等を有する世帯の一時帰宅 3/14 火山活動に関する説明会(6/24、11/23) 3/29 被災者生活再建支援金の申請期間の再延長を発表 中小企業者及び農林漁業者への金融支援の再延長を発表 3/31 小噴火発生、北東方面で少量の降灰を確認 3/31 「三宅島噴火災害動物救援センター」閉鎖
	4月	4/1 三宅島島民の日帰り帰宅事業開始 4/2、4/3 小噴火発生、東部で少量の降灰を確認 4/14 都 口内へ火山ガス採取用ガスピバブを敷設 4/20 赤堀曉で陸橋を設置するための仮道を設置 4/21 第4回「三宅島島民ふれあい集会」開催 島民連絡会発足
	5月	5/10 国へ要望書の提出 5/11 島北部の各沢で泥流、空港前の都道にもスコリアが堆積 5/14 村役場駐車場クリーンルーム滞在開始 5/16 衆議院災害対策特別委員会が開催され「三宅島噴火災害対策に関する件」決議 5/17 三宅村庁舎内に郵便局のATM設置 5/23 火山噴火予知連が三宅島の火山活動に関する統一見解を発表 5/27 復興に伴う基本的な構造策定
	6月	6/1 神着、坪田で震度1の地震 6/30 都 現地災害対策本部神津島連絡所を廃止

平成 14年 (2002年)	月/日	火山活動等／三宅村の動き／関係機関の動き ●は社会の動き
	7月	7/5 中央防災会議で避難施設緊急整備地域に指定 7/10 台風6号が接近
		7/29 坪田地区のシロアリ被害調査のため、住民と業者が渡島
	8月	8/1 小噴火発生、三池地区で少量の降灰確認 8/4 児童・生徒の一時帰宅実施(～8/7) 8/14 生活福祉資金(離職者支援資金)の貸付の特例扱い開始
	9月	9/11 火山ガス採取用パイプ再敷設実施 9/30 「三宅島火山ガスに関する検討会」を設置
	10月	10/1 台風21号により坪田港の漁船に被害など 10/20 「三宅村住民説明会」都庁・立川 10/22 費用村負担による全世帯対象一時帰宅実施(～12/8)
	11月	11/4 第5回「三宅島島民ふれあい集会」開催 11/23 火山活動に関する説明会 開催
	12月	12/4 三宅村復興計画策定委員会が「三宅村復興基本計画」を答申 12/19 三宅村が「第4次三宅村総合計画」を策定 12/24 帰島計画第1次案概要発表 12/24 「三宅島火山ガスに関する検討会」が中間報告
	1月	1/6 東京へ八丈島航路の船が週3便、三宅島への寄港開始 1/27 「三宅村災害保護特別事業」の実施を決定
	2月	2/17 「三宅村災害保護特別事業」受付開始 2/22 「火山活動に関する説明会」(3/22, 5/31)
	3月	3/2 三宅島住民説明会(共済及び地震保険の取扱について) 3/28 「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」設置 3/24 「三宅島火山ガスに関する検討会」最終報告 3/28 三宅島火山活動により被害を受けた中小企業者及び農林漁業者に対する金融支援の延長を決定
	4月	4/6 「三宅島火山ガスに関する検討会報告」の説明会開催(4/20, 27, 29, 5/31にも実施) 4/13 都知事選 4/16 三宅島寄港便日帰り帰宅事業開始 4/18 三宅島寄港便滞在型帰宅事業開始 4/24 民島連絡会が被災者生活再建支援法の改正を求める14万筆の署名を国会に提出 4/24 都道の災害復旧工事による「逢ノ浜橋」が完成 4/30 天皇・皇后両陛下が「ゆめ農園」を行幸啓
	5月	5/18 第6回「三宅島島民ふれあい集会」開催
	6月	火山ガス放出日量 3千～1万トン程度(6月～10月ごろ) 6/7 「火山ガスと健康影響」の説明会を伊豆避難施設で開催
	7月	●7/26 宮城県北部地震
	8月	8/4 児童・生徒と保護者の一時帰宅を実施(～8/5) (8/20)都・村社協 三宅村村民に対する生活福祉資金特例措置の貸付期間の延長を決定
	9月	8/22 「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」の報告書作成 9/17 都道の災害復旧工事による坪田「カニガ沢橋」完成 9/26 中小企業者及び農林漁業者に対する金融支援の延長を決定 ●9/26 十勝沖地震 北海道で津波被害
	10月	10/16 都「三宅島帰島プログラム準備検討会」設置
	11月	11/4 都道の災害復旧工事による「空堀橋」「芦穴橋」完成 ●11/9 衆議院議員選挙 11/24 第7回「三宅島島民ふれあい集会」開催
	12月	12/20 島内の旅館・民宿を夜間滞在用脱硫宿舎として利用開始 12/25 「三宅島帰島プログラム準備検討会」中間報告
	2月	2/15 村議及び村長選挙
	3月	3/1 「地場産業復興準備対策事業」開始 3/30 「三宅島帰島プログラム準備検討会」最終報告 3/31 災害復旧工事による最後の本橋「立根橋」が完成
	4月	4/24 「三宅村民説明会」(4/24, 29)
	5月	火山ガス放出日量3千～1万トン程度(5月～7月ごろ) 5/9 第8回「三宅島島民ふれあい集会」開催 5/20 天皇・皇后両陛下が北区桐ヶ丘の支援センターを行幸啓 5/27 「三宅島災害復興連絡会議」を設置 5/28 都・三宅島災害対策技術会議を開催(8/25, 1/27)
	6月	6/5 高濃度地区住民懇談会開催
	7月	7/1 第8回三宅島火山活動検討委員会は「観測体制、情報伝達体制などが整備されることにより、一部の地域を除き、帰島を検討することも可能と思われる」との検討結果公表 7/1 第1回三宅村安全確保対策専門家会議開催 ●7/13 新潟・福島豪雨発生
	8月	7/14 帰島に関する三宅村住民アンケートの結果公表 7/20 三宅村長は都知事に対し、「帰島を実施することを決断したいと思うので、ご理解とご支援をお願いしたい。」旨を要請 7/21 三宅島帰島対策本部開設 7/27 三宅村現地帰島対策本部開設 7/27 三宅支庁内に「東京都三宅島帰島支援現地対策本部」を設置 8/6 親子リスクコミュニケーションの実施 ●8/13 アテネオリンピック開幕
	9月	9/16 農地の災害復旧の申請受付開始 9/17 「帰島前健康診断」開始(～10/13) 9/18 住民説明会開催(～9/19) 帰島計画、帰島・生活再建の手引き発表 9/17 都 避難指示解除に向け三宅島帰島緊急支援事業を決定 都・都営住宅は避難指示解除後3ヶ月間で無償一時使用終了を決定(特別な事情がある場合は3ヶ月を限度に延長)

平成 16年 (2004年)	月/日	火山活動等／三宅村の動き／関係機関の動き ●は社会の動き
	10月	10/29 都 避難指示解除までの安全確保対策について決定 ●10/23 新潟県中越地震
	11月	11/12 都 住宅の新設、修繕経費を支援する独自制度創設を決定 11/18 被災者生活再建支援金、災害援護資金の準備申請受付開始決定 11/20 帰島手順説明会の開催(11/21, 23) 11/24 住宅滅失・高濃度地区住民の都営住宅申込み受付開始 11/28 第9回「三宅島島民ふれあい集会」開催 11/30 小規模噴火発生
	12月	12/20 火山ガス放出日量 2千～5千トン程度 12/2 小規模噴火発生 12/17 都・村社協 生活福祉資金及び離職者支援資金特例措置の据置期間の延長を決定 12/23 高濃度地区住民説明会開催 12/24 村議会「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」可決 12/27 都 義援金募集配分委員会開催 ●12/26 スマトラ島沖地震
	1月	1/4 村営住宅募集開始 1/5 村長が2月1日をもって避難指示を解除する旨を発表 1/14 新宿総合事務所、立川事務所閉鎖 1/17 都 被害を受けた中小企業者のうち帰島して事業を再開する方への金融支援拡充を決定
	2月	2/1 避難指示解除「三宅島帰島第一陣出発式」開催 2/2 帰島第一陣三宅島到着 2/7 初の火山ガス注意報発表
	3月	3/8 三宅村立 小・中学校閉校式(あきる野市) 3/31 都 災害対策本部廃止
	4月	4/1 三宅村商工会臨時事務所開設 4/1 三宅村立 小・中学校再開 4/11 あじさいの里による介護サービス再開 4/15 小学校で火山ガス安全指導(4/19訓練)
	5月	5/1 観光客受け入れ開始 5/9 帰島世帯確認調査(5/10現在の島内在住者数1,928人)
	6月	6/13 農家説明会 6/24 東京愛らんどシャトル臨時便開始
	7月	7/1 村役場組織改正・復興政策室新設 7/21 よみがえれ三宅島開催 7/22 アカココ館再開 7/31 高濃度地区住民懇談会開催(10/19, 29)
	8月	8/4 復興対策本部設置 8/17 帰島状況調査(8/31現在の島内在住者数2,522人)
	9月	9/3 第1回復興祈念ウォーキング大会(～9/4) ●9/11 衆議院議員総選挙 9/30 航空路再開を国交省、全日空へ要望
平成 18年 (2006年)	10月	10/1 東京愛らんどシャトル定期便再開 10/5 東京ボランティア支援センター「風の家」開所 11月 11/2 火山噴火予知連絡会コメント「風下での火山ガスに対する警戒、雨による泥流にも注意が必要。」 11/7 住民懇談会(～11/10)
	1月	都 空港再開準備開始
	2月	2/17 ごく小規模な噴火 島の東側に僅かに降灰 2/1 帰島1周年「村民の日」記念事業 2/3 帰島1周年感謝の集い(アシュール竹芝) 2/4 帰島後健康診断(～2/8)
	3月	3/1 帰島1周年記念切手受付開始 3/7 天皇・皇后両陛下が三宅島を行幸啓 3/31 災害対策本部廃止 帰島生活再建支援金申請延長
	4月	4/8 第2回三宅島復興祈念ウォーキング大会開催
	5月	5/13 火山市民ネット第5回フォーラム開催 5/20 住民懇談会開催 5/27 島じまん2006開催
	6月	6/8 三宅島空・海路を考える会、都内で要望活動実施
	7月	7/3 三宅島空港再開要望活動 7/29 第12回ふれあいらんど三宅島マリンスコール開催
	8月	8/23 ごく小規模な噴火
	9月	11/2 全日空への署名提出 11/10 住民懇談会開催(～11/12)
平成 19年	10月	12/1 都 航空路再開に向けた火山ガス濃度調査開始
	1月	1/31 被災者生活再建支援金の帰島期限延長 2/1 帰島2周年

三宅島マップ

火山の島に暮らす



防災無線



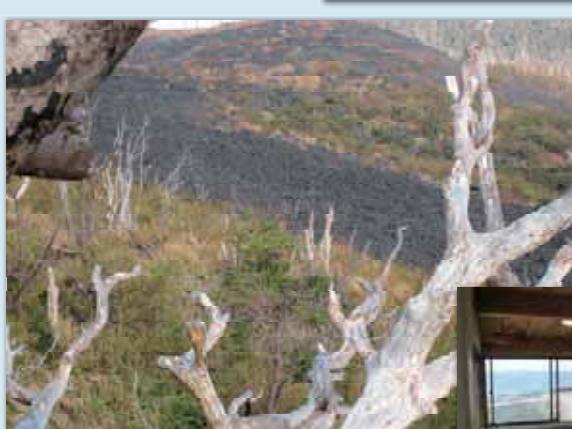
伊豆岬灯台



1983年の噴火で、溶岩流は島最大の集落の阿古地区を襲い約400戸もの住宅を埋めた。



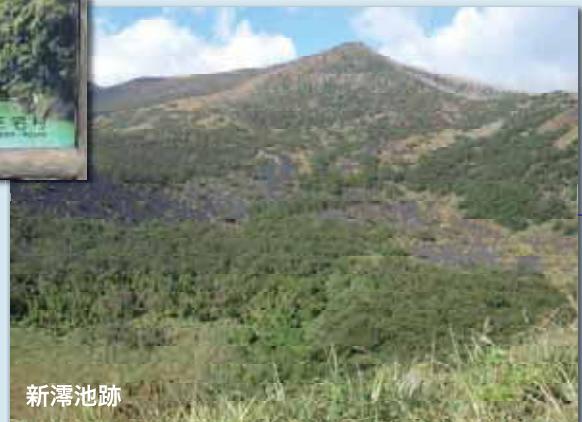
めがね岩



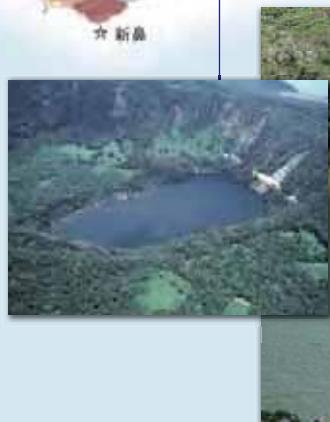
再開した温泉



新潟池は、1763年の噴火の火口に水がたまつてできた(写真上)。しかし、1983年の噴火の際にマグマ水蒸気爆発が起こり、一瞬にして吹き飛んだ(写真右)。



新潟池跡





三宅島情報—Information

定例イベント

三宅島では、毎年、来島者と住民の皆様に楽しんでいただくため、島の自然や地形を活かしたイベント、三宅島の文化を伝えるためのイベントを催しています。

1月2日 船祝い

船靈様に1年の豊漁と安全を祈願する祭り。船主や、船長、関係者が漁船で御神酒をかわし、港に集まった人々に漁船から、みかんがまかれます。お年寄りの方から、子どもたちまでみんなうれしそうにみかんを拾って、漁港はぎわいます。



1月8日 御祭神社大祭

宮司の太鼓を伴奏とする神楽。神楽最後の「ちんのよだれ」という木製の男根をぶらさげて剣をふるう場面は、事代主命(三島大明神)が大蛇に対し、服を着るのも忘れ、立ち向かっていたとの神話に由来しています。

6月上旬 サイクルロードレース

三宅島が噴火災害に見舞われた2000年まで開催しており、噴火災害後2007年から「ツール・ド・ジャパン」として再開されています。ヒルクライムレースやカテゴリー選手などの内容でエントリーができます。



7月第3日曜日 牛頭天王祭

江戸時代から続く、神着地区御笏(おしゃく)神社で行われるお祭りです。五穀豊穣・大漁・家内安全・無病息災を祈願し、神輿、太鼓、木遣り(神持ち)が三位一体となって、地区内を渡御巡回し行われます。

問い合わせ先

復興政策室 観光振興係 TEL:04994-5-0984



「三宅島の旬の自然情報発信!」 みやけエコネット

みやけエコネットは、三宅島の自然の様子を写真や動画を交えながら紹介し、観光誘致や地域コミュニティの活性化を図るポータルサイトとして、三宅村の復興を目的に2005年7月にオープンしました(財団法人日本野鳥の会が運営主体となり、NTTデータが協賛とシステム提供、三宅村が後援)。みやけエコネットでは島民や三宅島の自然ファンが書き込みメンバーとなり、三宅島で見ることの出来る大自然の様子、旬の自然情報をブログで発信しています。三宅島の自然情報満載のホームページです。

7月下旬 マリンスコーレ21フェスティバル

島の夏の風物詩となっている商工会主催の夏祭り。噴火災害後、2006年から再開され、島民によるバンド演奏や伊豆諸島の郷土芸能が披露されます。模擬店や郷土料理、三宅島・伊豆諸島物産などの各種コーナーや福引抽選会などが用意され、島全体で盛り上がります。



8月上旬(隔年) 富賀神社大祭

2年に1度の三宅島全地区的祭り。神輿は富賀神社のある阿古(あご)地区から出発し、伊ヶ谷(いがや)、伊豆(いづ)、神着(かみつき)、坪田(つぼた)の5地区間で正式な儀式により受け渡され、各地区の神社に一泊しながら6日間かけて全島を一周します。

10~11月 磯釣りの祭典

島内外から多くの釣愛好者が参加する釣り大会。競技部門は、イシダイの部やメジナの部、女子の部、子供の部、船釣の部などがあり、各部門の上位者は、夕方から大漁旗が張り巡らされた会場で開催される交歓会で表彰されます。



11月 モーターサイクルフェスティバル

三宅島の活性化のために、2007年から開始したオートバイの祭典です。

